平成29年 第2回定例会

浦臼町議会会議録

平成29年 6月20日 開会

平成29年 6月23日 閉会

浦臼町議会

浦臼町議会第2回定例会 第1号

平成29年6月20日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 7 報告第 2号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について
- 8 議案第21号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算(第3号)
- 9 議案第22号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
- 10 議案第23号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 11 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める ことについて
- 12 同意第 4号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることに ついて
- 13 同意第 5号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることに ついて
- 14 同意第 6号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 15 同意第 7号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることに ついて
- 16 同意第 8号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることに ついて
- 17 同意第 9号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 18 同意第10号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 19 同意第11号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることに ついて
- 20 同意第12号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 21 同意第13号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについて

- 2 2 同意第 1 4 号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることに ついて
- 23 同意第15号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることに ついて
- 2.4 同意第16号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることに ついて
- 25 所管事務調査について (総務・農林建設常任委員会)
- 26 議員の派遣について

○出席議員(9名)

議長 9番阿部敏也君 副議長 8番 小 松 正 年 君 恭 君 川清 1番 野 崎 敬 2番 中 美 君 3番 典 男 君 晃 義 君 柴 田 4番 東藤 5番 折 坂 美 鈴 君 6番静川広巳君 7番 牧島良和君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町		長	斉		藤	純	雄	君
副	町	長	Ш		畑	智	昭	君
教	育	長	浅		岡	哲	男	君
総	務 課	長	河		本	浩	昭	君
総	務課主	幹	明	日	見	将	幸	君
< 1	うし応援課	:長	大		平	雅	仁	君
く 主	らし応援	課 幹	中		田	帯	刀	君
長	寿福祉課	長	齊		藤	淑	恵	君
長寿	寿福祉課主	幹	鎌		田	隆	司	君
産	業 振 興 課	長	石		原	正	伸	君
産	業振興課主	幹	横		井	正	樹	君
建	設 課	長	馬		狩	範	_	君
教 事	育委員務局次	会 長	武		田	郁	子	君
農事	業 委 員 務 局	会 長	大		平	英	祐	君
農美	業委員会会	長	佐		藤	浩	司	君
代	表監査委	員	笹		木	政	廣	君

○出席事務局職員

 局
 長
 加賀谷
 隆
 彦
 君

 書
 記
 西川
 茉
 里
 君

◎開会の宣告

〇議 長

本日の出席議員は9名、全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、平成29年第2回浦臼町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議 長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

〇議 長

日程第1、会議録署名議員の指名を、会議規則第118条の規定により議長において、1番野崎議員、2番中川議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議 長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの4日間にしたいと思います。 ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月23日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議 長

日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、平成29年第1回定例会以降きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願い、主なもののみ報告をいたします。

5月31日、全国議長・副議長研修会が、東京サンプラザホテルで開催されました。北海道の浦幌町議会が、議会活性化活動が評価され特別表彰をされております。その内容の発表がなされ、政策形成マネジメントサイクルと議員のなり手不足の検証というテーマで、平成23年5月から平成27年4月までで、議会運営委員会で調査、研究、協議がなされ、その結果が報告されました。

その内容については、皆さん地方議会が抱えている問題ばかりでありまして、特に議員定数、報酬、なり手不足の問題、この点について、当議会の田村議長から1時間にわたり報告がなされております。終了後も多くの議長から質疑が行われ、国全体の地方議会が抱えている大きな問題であるというふうに聞いて勉強してまいりました。

次に、監査委員より平成29年3月分から平成29年5月分に関する例月 出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますので、 報告済みといたします。

続いて、総務常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その 写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。

総務常任委員会所管事務調査は、報告済みといたします。

続いて、農林建設常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、 その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。

農林建設常任委員会所管事務調査は、報告済みといたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。 斉藤町長。

〇町長 (斉藤純雄君)

皆さん、おはようございます。

平成29年第2回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告をさせていただきます。

本日をもって招集いたしました第2回定例会においては、報告2本、議案3本、同意14本を提出いたしております。各議案提出の際には、詳細にご説明いたしますので、十分なご審議をいただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

この際、第1回定例会以降の行政報告について、お手元の配付資料をごら んいただき、私から口頭で何点かお話をさせていただきます。

4月12日と18日、浦臼町ひとり暮らし・高齢者等見守りネットワーク協定の調印を、民間企業であるコープさっぽろさん、郵便局さんと締結をしております。既に北海道新聞浦臼販売所さんとも締結をしており、これで3者と協定を結んだところであります。これによって、町内の高齢者やひとり暮らし世帯を見守る体制が、強化できるものと期待をしているところであります。

4月14日から16日、第25回の東京浦臼会に議会議員2名とともに出席をしております。当日は約60名の方が出席され、記念撮影から始まり、皆さんふるさとを思い、なつかしい話に時を忘れ懇談をされていたところで

あります。当日は、王子江ご夫妻もご参加され、会場を盛り上げていただきました。

なお、次回開催については、浦臼町の参加者のためという点から、4月ではなく6月に開催をするということで決定をしているところであります。 以上でございます。

○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。 浅岡教育長。

○教育長 (浅岡哲男君)

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第1回定例会以降の行政報告について報告させていただきます。

あらかじめ報告書をお配りしておりますので、2点について報告させてい ただきます。

3月26日、町民文化祭・ふれあい芸術鑑賞会につきましては、農村センターの耐震補強改修工事により開催が3月となりました。

町民文化祭におきましては、浦臼町コーラスりらの会より、昨年、八木のぶお氏から浦臼町にいただきました『ありがたきこと』の楽曲、そして、浦臼町民歌を合唱していただき、我がふるさとソングとしてご披露くださいました。我がふるさとへの思いを改めて感じることのできる機会の提供として、ありがたく感謝しております。

また、ふれあい鑑賞会におきましては、第1部で佐竹春敏氏江差追分全国 大会優勝記念、第2部では、第7回こども落語全国最優秀賞の米食亭七星さ ん、師匠であります笑生十八番さんの落語会を開催し、その栄誉を参加町民 とともに祝福し、町民の皆様に全国一の妙技を披露していただき、多くの感 動と笑顔をいただき、やすらぎのひとときとなりました。

5月10日、翌日の全国町村教育長会定期総会並びに研究大会の参加に合わせ、B&G財団本部を訪問し、古山常務理事に面会、表敬と浦臼町B&G海洋センターの修繕助成のお願いをしてまいりました。

翌日の第59回定期総会においては、教育制度を踏まえた地域の実情に応じた教育行政の推進強化や、新学習指導要領を生かした、社会に開かれた教育課程、その実現と学びの質の深まりを重視した学校教育の実現等10項目の決議決定後、記念講演では、教育に科学的根拠をと題して、慶應義塾大学中室牧子准教授から、教育の経済学と称して社会経済的に経費と教育効果を分析した結果、保護者の収入と学力の相関について、さらには、就学前の教育の必要性、教員の質の大切さについて学んでまいりました。

以上、ご報告申し上げます。

〇議 長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

〇議 長

日程第5、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番(静川広巳君)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、平成29年度第2回定例 会におけます一般質問をさせていただきたいと思います。

町長に1点質問させていただきます。

認定こども園に対する期待と運営はということで、ご質問をさせていただきます。

認定こども園は、保育と教育両方の提供をすることを都道府県知事に認可された支援施設で、平成18年法律施行以来、我が町もやっとのことで実現する運びとなり、さきの臨時会で認定こども園建設工事請負契約を締結したところであります。

認定こども園は保育園とは違い、親の就業の有無や保育の必要性の有無にかかわらず、0歳児から就学前の児童まで幅広い子供が利用できる点があり、年齢に応じた保育と集団としての教育の二通りの手法が並行して行うことができ、子供同士が一つの空間を共有する保育を受けられると思われます。

年齢が異なると、それぞれの生活リズムや保育手法も異なるものですが、 認定保育では、保育指針に沿った形で年齢に応じた保育、教育が行われると 思っております。

少子化が進む日本の社会、家庭で育った子供が、お兄さんやお姉さんにお 世話されたり、逆に自分よりも小さな子供の面倒を見るといった経験は、貴 重な財産となり、初等における人間形成に大きな役割を果たすと考えられま す。

さらに期待できることは、地域における子育て支援の拠点となり、核家族 化の進む社会では、育児に悩み心を病んでしまう親もふえているとも言われ、 そういった親の育児へのストレスの軽減にもつながる機能も持っていると思 われます。

以上のことから、浦臼町認定こども園に対する町としての期待について、 どう考えておられるか。

また、現段階において、運営者との協議はどのようになっているのか。 保育料が改定されると思われますが、どのようになるのか。

保育料の助成はどうなのか。

広域による町外保育をされている方は、どうなるのか。

以上、質問といたしたいと思います。

以上です。

○議 長

大平課長。

○くらし応援課長 (大平雅仁君)

認定こども園に対する期待と運営についての静川議員のご質問にお答えいたします。

近年、広域保育において当町の未就学児が、他市町村の保育施設に入園することが困難になってきていたことからも、今回の認定こども園開設に、町民の方々、特に入園対象のお子さんを持つ保護者の方々から注目されていることは理解しておりますし、今後開設に向けた手続や諸準備に対しても、丁寧かつ慎重に進めてまいる所存でございます。

次に、運営者との協議についてでございますが、必要に応じて随時進めておりますが、事業のスムーズな進展を図る観点から、教育委員会等関係する機関も含めた連絡調整的な打ち合わせ会議を定期的に開催し、今後の日程や調整すべき問題等の洗い出しをしているところでございます。

さらに、設置条例等の制定に向け、保育料等についても協議していく予定ですが、広域保育対象者も含め、現在の助成制度の継続を基本としながら検討したいと考えております。

また、設置条例等関係する案件につきましては、9月に開会予定の第3回 定例会に提案できるよう現在準備を進めており、提案内容や保育料等の基準 など関係事案につきまして、8月にはまとめる予定でおります。

以上です。

〇議 長

静川議員、再質問ありますか。 静川議員。

○6番(静川広巳君)

実は、私、質問を出しているんですけれども、正直言いまして、さっきの答弁を聞いてびっくりしたんですけれども、私が質問していることに対して、とうに答えが出ているような感じで読まれております。

私が認定こども園に対して期待するという部分と言われている部分は何を求めているのかということは、ここにも書いているんですけれども、要は保育、教育が行われるという一つの期待というのは、子供たちに対して、これから浦臼町はどう期待しているのかということを私は聞いています。それから、子供たちの人間形成に対して、どういうふうに認定こども園がここで役に立つのかというような部分を聞いています、ここで。

そして、親の子育て支援の一つの助けになるなるという部分が、認定こども園という部分があることによってどうなんだということを聞いているんですけれども、全くどこにもそういう答えが求められていないというか、ないと。

なので、改めてそこは、今の、これから認定こども園ができたことによって、浦臼町が子育てということに対して、何を町が求めていくのかというものを、やっぱり期待するものがあると思うんですけれども、そこで求められ

るものは何かと、やっぱりその辺を私は聞きたいと。

町として、要はうちの町が子育てしやすい町なのかどうか、そういった部分が、ちゃんと町として求められてるのかどうかというものを聞きたいというふうに思っています。

それから、もう一つは、今、広域に通っていらっしゃる方は、今後認定こども園ができたときには、その方は広域保育にはもう行けないのか、行かなくてもいいのか。それとも、強制的にもう広域保育はだめだよということになるのか。その辺を実は聞いているんですけれども、ちょっとなかなかその辺の理解ができていなかった。私の質問の仕方が悪かったのかというふうに思っていますが。

保育料の助成については、これからの協議ということで。

それともう一つは、ああ、いいです。とりあえず、まずそこだけ聞きたいと思います。

〇議 長

町長。

〇町長(斉藤純雄君)

認定こども園については、皆さんともいろいろ議論をしながら、ようやく 工事に着工という形になっております。

これまでは幼稚園ということで、基本3歳から就学前という子供たちしか町として預かれなかった。そういう部分を、0歳児から就学前の子供たちを、町として一応いろんな施設をつくりながら育てていく部分もありますけれども、そういったことで、今回認定こども園を建設をしているというところでありますので、そこには町としてもいろいろな子育て支援の充実の町、さらにはそういった魅力のある町をアピールしながら、行く行くは出生率も上がる。それから、そういう子育ての充実した町にずっと住み続けてもらう。さらには、町外からもそういったことを目的に住んで来られる。そういったことも期待をしながらのこの事業でありますので、私はいろんな意味で、そういったことを議員ともども同じ理解だというふうに思っているところであります。

それから、広域保育を受けている方が、できた後にどうなるかという問題ですけれども、希望的には、うちの町にそういう対応施設ができますので、入ってほしいという希望はありますけれども、これはなかなか行政の立場から強制をできないと。いろんな面がありますので、そこは丁寧に、そういう方にはできるだけうちの認定こども園を利用してくださいという、そういった情報を発信をしたりお願いをしたり、そういうふうにしていきたいと、そんなふうに思っているところであります。

あと何かありましたか。

〇議 長

いいえ。とりあえずいいです。

〇町長(斉藤純雄君)

とりあえずいいですか。 以上です。

○議 長

再々質問ありますか。 静川議員。

○6番(静川広巳君)

ちょっと少しわかりました。

ただ、今、町長がお答えしたのは、要は機械的な部分であって、建物を建てるということは、既にそういう根本にそこがあるということなので、私が求めているのは、それ以上のことで、結局それがあるということは、町が認定こども園に期待することを持っていれば、これから町がその運営者側と、我々は今後の子供たちの部分はこういうふうになってほしい、こういうふうなものが町としては求めたいんだというものが、やっぱりここで期待するものがあれば、運営者側と私はしっかり協議もその中でできるというふうに思います。

だから、町もやっぱりそういった期待するもの、認定こども園に対して何をというのをしっかりと持っていることが、今後の子供たちを育てる部分ではとても重要なことだと思っておりますから、その辺をまず。

例えば、運営者側と今後どういった協議をするかということが、将来的に、 設置条例も含めてですけれども、できた段階であるのかどうかということを お聞きしたいのと。

今、言いました広域保育については、当然広域保育されている方も町からお金は出していますけれども、そういった部分もあるので、結局そこの部分で、じゃ、どうしても浦臼町の保育園に入れないと、認定保育園に入れなくて、どうしても町外になってしまうといった部分は、そこの辺は、町は今までどおりそういった助成的な部分は続けられるのかどうかもお聞きしたいのと。

あとは、あいた場合は、ほかの町村からも入れるという部分が当然出てくるでしょうけれども、そこの部分の兼ね合いはどうなのか、お聞きしたいと思います。

〇議 長

町長。

〇町長(斉藤純雄君)

健やかに子供を育てるという思いは、私ども行政も、また、これから管理 運営をしていただく揺籃会も多分同じだというふうに思います。

そういった面で、どういった、いわゆるソフトというのでしょうかね、そういったところの話は当然これから煮詰めていかなくてはいけないし、町もそこには強く働きかけるという思いではおります。

それから、広域保育については、やはりご家族の意志が第一番というふう に思っておりますので、先ほど言いましたように、せっかく町に新しい良い 施設ができるということで、入ってもらいたい、それから、定員も満度にしたいという思いもありますので、そういう思いは伝えていきたいというふうに思いますけれども、いろんな事情で広域を利用される、今後も利用される家族に対して、町が補助金を減らすとか減額という、そういった強い態度で臨むことはありません。

以上でございます。

〇議 長

続いて、発言順位2番、野崎敬恭議員。 野崎議員。

○1番 (野崎敬恭君)

きょうは、高齢者の砂川市立病院への通院の改善策という題名で、町長に 質問いたします。

交通インフラには、町は高齢者にタクシー券を配布したり、日ごろより浦 臼町も努力しているのは承知しているところでありますが、砂川市立病院に 通院している高齢者に対しては、例えばデマンド型交通などで直行便をつく っていただくなどの足の確保が必要ではないでしょうか。

直行便がなく砂川に通院するには、タクシー代金に換算すると相当な額に もなりますし、また、乗り換えも含めて苦労しているのが現状であります。

また、砂川市立病院は、この近辺の地域のセンターの病院としての位置づけであります。これからますます高齢化率も上がってきますし、そして、免許証返上問題もあり、今後砂川市立病院に治療に行く高齢者はますます増えてくるのではないかと思われます。どのような交通手段がよいのか、多角的に検討していただきたい。

足や腰、体調の悪い人が、乗り換えの必要もなく病院に直行できることで、 浦臼町に住んでいても不自由さがないような町づくりを進めて、ぜひ直行便 を運行できるようにしていただきたい。

これが本日の質問であります。町長、答弁よろしくお願いいたします。

〇議 長

答弁願います。

河本課長。

○総務課長 (河本浩昭君)

野崎議員のご質問にお答えいたします。

少子化と高齢化社会の進展により、通院にかかわらず、さまざまな問題が 生じてきているのは、議員のご指摘のとおりでございます。

現在、本町ではスクールバス、町営バスの運行、乗り合いタクシーと通常のタクシー、社会福祉協議会による福祉有償運送等により、町民の移動手段を確保している状況にございます。

議員ご指摘のように、乗り換えがなく病院に直行できることは理想であると思われます。しかしながら、かかる費用の問題以外にも、民間の交通事業者への影響や、砂川市立病院に特化することによる他の医療機関への影響、

通院する方のさまざまな診療時間への対応等、多くの課題もございますので、現状、実施することは難しいと考えますが、課題の解決につきましては、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇議 長

野崎議員。

再質問ありますか。

○1番(野崎敬恭君)

全く今答弁にございましたのが、正直なところだろうと思っております。ですが、やっぱり砂川市立病院にかからなきゃならないという方においては、大変な金銭面の負担、それから労力等がかかっているわけですね。やっぱり総合病院ですから、そこに直行便がなくて、かなりの不自由さを感じるということが、浦臼町の今現状のマイナスになっているんじゃないのか。その不自由さが、マイナスになっているんじゃないのか。その不自由さを解消することが、一つずつでも解消していくことが、将来の浦臼町のためになるんじゃないのかなと、私はそのように考えております。

今現在ある、美自校さんにお願いしている車を、奈井江町から真っ直ぐ砂川市に運んだらどうだということでちょっと調べてみましたら、余りはっきりだめとも、奈井江町から砂川市まではどうなんだということを関係機関に問い合わせてみたら、はっきりとはだめとは言わないけれども、配慮してほしいというような話でした。

だから、奈井江町から砂川市に無料で金をとらないで走らせる、そんなものを協議してもよろしいでしょうし、それから、有償運送なんかで、花月回りで走るのも一つの方法じゃないかと思っていますし、とにかく浦臼町は農業の町で、所得水準が、年金生活者にとっては、砂川市まで往復タクシーを使うと7,000円も8,000円もかかると。治療代は何百円かで終わるんですが、だけれども、総合病院にかかるとなると、それだけの、ほとんどの人が国民年金で生活している人にとっては大変な問題であると。このことは、今、答弁で検討するということでありましたので、ぜひ浦臼町に住んでいて不自由さを感じないような町づくりをしていただきたいということであります。

そのことにつきまして、再度答弁いただければと思います。

〇議 長

斉藤町長。

○町長(斉藤純雄君)

いろんな問題が出てきていますし、今、議員おっしゃったような不便さというか不自由さ、それも理解をするところでありますし、何とかしたいという思いがあるのも同じであります。

ただ、行政として、今、1日に平均どのぐらいの方が通院をされているか という、そういうことを調べるのも非常に難しいといいますか、個人情報と いう壁にぶち当たって、今、町の方ではそれも把握をしていないところであります。

ただ、片道4,000円ぐらいタクシー代はかかるということでありますので、現実に行かれている方が、何名か同じ時間で行けば、4人乗っていくと、それこそ1人1,000円ぐらいのことで済むということもあろうかと思いますので、そういったシステムづくりの手助けが行政として少しできないのかなと、そんなふうにも思っておりますし、具体的にバス等々を走らせるというのは、非常にほかの業者との兼ね合いがあって、非常に難しいのかなという思いがあります。

一番単純なのは、今やっていますタクシーチケットを少し支援するような 形が、一番手っ取り早い支援かなというふうに思っておりますけれども、そ れらについても、いろいろ内部で検討していきたいというふうに思っていま す。

以上です。

〇議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○1番(野崎敬恭君)

この問題は、なかなか金銭も絡んできて難しい問題でありますけれども、 ぜひ総合病院に、どうしても総合病院にかからなきゃならない人は存在する わけなので、ぜひ、タクシー券も配布しているのは理解しているところです けれども、1週間に一遍、2週間に一遍通わなきゃならない人もおりますの で、タクシー券だけでカバーできないところであります。その辺も含めて、 多少時間がかかったにしても、じっくりいろんな方法を、どのような方法が よいのか検討をしていただきたいと思います。

お願いで、その1件を質問して終わらせていただきます。ありがとうございます。

〇議 長

答弁はよろしいですか。

○1番(野崎敬恭君)

はい、よろしいです。

〇議 長

次に、発言順位3番、柴田典男議員。 柴田議員。

○3番(柴田典男君)

議長のお許しがありましたので、第2回定例会において、今回町長に行政 区の再編についての質問をさせていただきます。

本町の人口は、5月31日現在1,908名となっております。空知管内でも最低の人口であります。前年度からの減少率も4.7%と高い比率となっています。

このような中にあって、現在15の行政区に区分され、それぞれに町内会運営がされております。各町内会を見た場合、浦臼第3の2町内会は、97世帯252名、これは5月31日現在でありますが、となっております。晩生内第2町内会は42世帯54名の構成となっております。

晩生内第2町内会を例に挙げますと、限界集落的要素を抱え、ますますの 高齢化であったり、中核となる年代の減少であったり、参加すべき行事、事 業への出席率の低下といったさまざまな問題点が出てきており、町内会とし て維持困難な状況となってきています。将来に向けた対策が喫緊の課題と考 えます。行政区再編に向けた考えを伺います。

また、再編を考えた場合、そのプロセスをどう処理していくのか伺います。

○議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

柴田議員のご質問にお答えをいたします。

人口減少と少子高齢化により河川愛護活動ができないなど、各町内会の運営にさまざまな問題が生じてきており、再編の必要性については理解をするところであります。

現行の町内会規則は、昭和51年12月に制定され、昭和52年1月1日から施行されております。当時も、行政区において各組織の活動等に支障が生ずるようになり、福祉の町づくり委員会、昭和50年に設置した行政区再編成審議会等で議論を行い、現行の新しい町内会を発足させております。

まずは、町内会の運営等について、各町内会のご意見を聞きながら、再編 について議論を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

〇議 長

再質問ありますか。

柴田議員。

○3番(柴田典男君)

まずは、町内会の運営等について、各町内会のご意見を聞きながら、再編 について議論を進めていきたいという町長の答弁でございました。

ただ、私が思うには、もう既に始めなきゃいけない段階に来ているというのが現状であるということを、認識していただきたいないと思うわけであります。

ここに一つの例を挙げたいと思うんですけれども、例じゃなくて資料をもとにですけれども、先ほど申しましたように、浦臼町第3の2町内会は97世帯252名の人口を町内会として抱えています。晩生内第2町内会は、世帯数、これは町としてとらえた場合の数字なんですけれども、世帯数は42世帯、人口54名ということで、資料等ではなります。ですけれども、晩生内の第2町内会は、ワークセンターがグループホームを運営しています。このグループホームに入られている方々も、一応町内会としての人口の世帯数、

人口には含まれていくわけですね。ですから、例えばこうやって行政区別の 人口の一覧表を見ると、世帯数 4 2 ということは、決して最低の方ではない ので、大丈夫かなと数字としては判断できます。

しかしながら、実際にこのグループホームの園生の生活者を入れなかった場合の数字を調べてみました。3人世帯、2世帯で6名です。2人世帯、6世帯で12名、これで18名ですよね。1人世帯、60歳以下、これは駐在も入りますので2名、60歳以上70歳未満1名、70歳以上7名で、ひとり暮らしの世帯が10名いらっしゃいます。ということは、グループホームの生活者を外した場合、18世帯、人口28名ということになります。それで60歳以下が4名、あと全員60歳以上ということになります。

限界集落という表現は、65歳以上の方が50%を超えた場合に限界集落という表現を上げると思うんですけれども、では、ここの町内会の場合、このグループホーム生活者を外した場合の高齢者率は、どのぐらいになるかというのは、想像したらおわかりになると思うんですね。8割以上になると思うんですよ。さて、そこで町内会の活動を維持してくださいよという、行政側から例えばいろいろ言われたとしても、実際に活動として、町内会としてやっていけないということは、この数字を見ればおわかりいただけると思うんですね。

ですから、既に、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、現在の町内会に制定されたのがおよそ40年前です。もう既に40年を経過して、そういう状況になってきたということで、ぜひとも、これから話し合いも大事なんですけれども、こういう町内会を再編するということになると、住民感情も抱えてきますので、非常に難しい面があります。ですから、やはり早目のうちから、どのような住民感情、それでみんなが納得するような町内会編成に向けた形はどれがいいのかというのを、一歩でも早く話し合いを進めて、みんなが満足のいくような行政区の再編を目指していただきたいと思うわけであります。

このような世帯、例えばほかの資料でもちょっと見たんですけれども、現在浦臼町の世帯数、独居世帯の数なんですけれども、65歳以上でいくとおよそ2割を超すんですね。これは独居世帯。だから、世帯の5人に1人はもうひとり暮らしなんです。だから、そういう対策をもっといち早く町として進めていかないといけないので、この行政区の再編についても、これから、まずお話を聞くというのは基本ですけれども、早急に手を打っていくべきものと考えています。町長のお考えをもう一度お伺いしたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

この問題については、本当に同じ思いだという感じでおります。 ただ、町内会長会議は年2回、この次は12月になりますので、それまで だとちょっと待てないという思いもありまして、今、担当と話をしているのは、こちらから町内再編についてのいろいろな諸問題を出してもらうと。それをまとめて、それをもとに早ければ12月前に町内会長会議を開いて、意見を聞きながら進めたいと、そんなふうに思っています。

以上です。

○議 長

よろしいですか。

○3番(柴田典男君)

はい。

○議 長

ここで、暫時休憩といたします。

会議の再開を10時50分といたします。

休憩 午前10時43分 再開 午前10時49分

〇議 長

時間前でありますけれども、全員そろっておりますので、会議を再開いたします。

一般質問発言順位4番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

第2回定例会に当たり、町長に2点、教育長に1点質問をさせていただきます。

毎回のことですが、6月は慌ただしい時間を過ぎながら、定例会での議論、私自身も、こうやって2分早く始まると緊張が増幅して、毎回気持ちを新たにするところですけれども。与えられた職責と時間を、町政発展のためにいい議論をしたいというふうにいつも思うところであります。

まず、前段認定こども園の開設に向けてであります。

前段、静川議員も質問されましたが、ほか何点かについてお尋ねをしたい というふうに思っているところです。

こども園開設に向けて、諸準備が進められていることと考えるところであります。先般電話で、中田さんとも少しの時間でしたけれどもお話をさせていただきました。そうしたことをもとにしながら、議論が深まり、今後入所される皆さん方の考え方や、それから求めを、そして、町がどういう視点に立つのかというところが、より整理されていけば、お互いにいい仕事ができるのかなと、そんな思いであります。

基準保育料の設定をいつごろとするのかと。これは、前段、8月も含めて9月定例会にはというふうになっていました。それで、私、これを聞きながら、より膨らませたところで言うと、今は保育料というのは6,000円で

すか。本当に安いところにあるわけですけれども、道や国が決めているのは、 所得に対する市町村課税の額に対する基準を設定するわけです。 したがいま して、浦臼町も6,000円などという数字は全然出てこないわけですね。 ですから、そういう数値をどう見るのか。

それから、うちの町でいう国が基準とする階層による数字、これに多分倣 うのだろうと思うんですけれども、そこら辺の視点を、見方をお尋ねいたし ます。

それで、町の子育て支援保育助成事業、これはどのお子様に対しても、半額が町として支援をしています。ちょっと今手元で調べ切れていなくてあれですけれども、100万、200万の町の支援があるわけですね。半額です。どの子に対しても。でありますから、この事業をどういう形に発展させていくのか。どういうふうにすれば、保育料としてお父さん、お母さん方が新しい施設で、充実した保育を受けられる対価として、数字がどのぐらいの数字にはじき出るのか。はじき出た数字に、町は今まで100万、200万の支援、それから、町外の部分もありますから、300万円ぐらいになりましょうか。そこら辺をどのくらいまで膨らませることができるのか。ここのところですよね。

勢い数字でいう半額ということになると、2万円の保育料であれば1万円ということになりますし、それに道や何かのあれこれが加わっていくわけで、そこをどう考えるのか、どこまで膨らませていけるのか、ここのところをお尋ねをいたします。その継続と見直しが必要と考えるが、どう見るのか。

それから、道は2017年、本年度から保育料の軽減支援事業を始めました。本町として実施はされているのか、この点についてお尋ねをいたします。また、対象児童はいるのか。この点については、担当の方ともお話ししましたが、町内、それから町外の保育者についても、その実績があるのかないのか、お尋ねをいたします。

次に、道の制度としてことしから始まりましたよね。それで、所得制限や年齢制限、これがあるわけですよ。それで、最高630万かそこらぐらい。それから、年齢制限は3歳未満というふうにしていますから、実質的に3人以上のお子様がいるときには、そこが展開されていくわけです。ところが、少子化の中で、3人目のお子さんを得るというのは、大変なこと。まして、私たちのころには、1歳児がいて2歳児がいて4歳児がいてって当たり前の時間の流れだっただけれども、本当に1歳、2歳はいらっしゃるけれども、もう6歳、7歳の子が3人おられるという、今、そういうご家庭が多いときに、結局道はこの仕組みをつくったけれども、個人には展開されないんです。制度的に展開しないと。

したがって、やっぱり道の支援策、頑張って打ち出したんだけれども、これややっぱり所得制限とか、年齢制限とかなんて外した方がいいじゃないですかというのが私の意見なんですね。それに対してお尋ねをいたします。

次に、町長にお尋ねをする二つ目です。受動喫煙防止に向けた取り組みが

必要なのでは。

町長の普段着トークを見ていますと、ときおり、私まとめて見るわけです。 半月なり一月なり、見させていただいています。情報源として、1日々の活動や、それから仕事の中身が見える、そういう意味では、本当にいいページだなというふうに思っていますし、町民の皆さん方も、そのときどきの視点を的確にとらえたものとして、理解をされているというふうに思います。

私も5月24日付では、施設での完全禁煙の動きが、国や道条例などが出てきて議論中ですが、浦臼町もおくれことがないよう検討してまいりますと、こうコメントがなされているわけです。メッセージされているわけです。

私も、どういうときに、どんなふうに、いつこのことを出そうかと思っていたんですね。だから、町長の方からそういうトークがありましたので、これ幸いと言ったらあれですけれども、かみ合うに等しいなと思って今回質問を起こしました。

この間、北海道新聞はいろんな形でこのたばこの問題、受動喫煙の問題を 取り組んでいます。本当に積極的だなというふうに思っています。オリンピックもありますから、あれこれの中で、本当にニュースソースとしては大きなものだというふうに思います。

昨年の8月17日付では、日本たばこ産業ですよ、日本たばこ産業の2016年全国たばこ喫煙者調査のデータを載せています。また、今月の16日付道新生活のページでは、たばこの害を防ごうとして、煙にがんの原因物質があること、加えて受動喫煙対策についての記事が載せられていました。たばこ白書では、たばこを吸うことが原因だとわかった病気や症状が25種類もあると。それで、肺や胃などの10種類のがんのほか、脳卒中や虚血性心疾患がありました。受動喫煙による肺がん、脳卒中、子供のぜんそくなど6種類の病気の原因にもなっていると。改めて新聞の記事として載せられています。

たばこを吸うことで、年間13万人、1日356人、受動喫煙で1万5,000人、1日41人、合わせて1人397人の方が、命を落としていると新聞では報道しています。昨年8月の記事では、オリンピック開催地における受動喫煙防止に関する法律が、2004年アテネ以降2018年平昌まで、法律ないし州法でそれぞれの国々が制定をされていると載せられています。

本町にあっても、まずは公共施設から、受動喫煙防止に向けての一歩を踏み出すべきと考えます。いかがでしょうか。

3点目に、教育長にお尋ねをいたします。

就学援助制度についてであります。私は、この項目を起こしたときに、多分ネットか何かだと思ったんですけれども、早めること、国の制度化がなされましたよという、どこかで記事を見た。後からまた追ったんだけれどもわからなくて、そのままになって、それでこの質問を起こしたんですね。

それで、その後、いろいろちょっと時間があるから調べてみると、より詳細な部分がいろいろわかってきました。それで、そういう時期での質問の書

き方ですので、十分ではないと思うんですが質問をいたします。

入学準備金の対象について、文部科学省は、交付要領というのがあって、一部改正で児童または生徒としてきたこの対象者に対して、就学予定者を追加したと聞きました。就学予定者というのは、小学生が中学に上がるときには制度としてつながっているから生きている。前回質問させてもらったときにも、その部分では無理がないと、できますよというお話でした。今回の変わり目は、就学予定者というのは、1年生に入る前、幼稚園に行っていらっしゃれば幼稚園の中で、あるいは入学前の方に対してその調査をして、入学前にその制度の執行をするということができますよというふうにした問題ですよね。このことについて、そう理解されているのか。であれば、どういう文書が国や道から流れてきていますか。

それで、改めて問えば、それを受けてうちの町では、その執行に対して進める、あるいは進めない、まだうちとしては町としての問題があると、そういったことを議論できればというふうに思って就学予定者の文言を見ましたので、こういう質問の仕方になっております。

以上、3点お尋ねをして、私の質問といたします。

〇議 長

答弁願います。

大平課長。

○くらし応援課長 (大平雅仁君)

認定こども園開設に向けての牧島議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、2点目につきましては、先ほどの静川議員からのご質問にお答えしたとおり、保育料の設定につきましては、8月ころまでにまとめる予定でございます。

また、町の助成事業につきましては、継続を基本としながら検討していき たいと考えております。

次に、3点目についてですが、道が行っている保育料軽減支援事業に対応 できる体制は整えているものの、現在町にその対象児童がいないことから実 施に至っておりません。

4点目につきましては、この軽減支援事業の実施主体が道であり、その制度に対し意見は差し控えさせていただきます。

以上です。

〇議 長

続いて、2点目について。

河本課長。

〇総務課長 (河本浩昭君)

2点目のご質問にお答えをいたします。

2020年の東京オリンピックを前に、現在国では、受動喫煙防止対策の推進について議論が活発に行われており、また、北海道においても、受動喫煙防止対策の条例制定に向けて協議がなされるなど、受動喫煙による健康へ

の悪影響は、議員ご指摘のとおり明らかとなっております。

普段着トーク掲載の後、5月31日には、町職員組合に施設内の全面禁煙を提案し、6月6日の管理職会議においては、公共施設内を禁煙とした場合の対応について、各施設ごとに検討をするよう指示をしたところでございます。

施設により住民の利用頻度やイベントの規模が異なりますが、現在の社会の流れの中で、どのような体制がよいのか十分検討し、体制の整備、住民への周知の期間も必要と考えますが、できるだけ早い時期に実施したいと考えてございます。

〇議 長

3点目についての答弁。

浅岡教育長。

○教育長 (浅岡哲男君)

7番、牧島議員の3点目の就学援助助成制度についてのご質問にお答えいたします。

入学準備金の前倒し交付につきましては、平成29年第1回定例会におきまして議員より関連のご質問があり、以降、事務局内で前倒し交付に向けた検討をしてきたところでございます。

ご質問の国庫補助事業であります要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の改正でございますが、本年3月31日付で交付要綱が改正され、4月1日から施行されております。

その改正の趣旨でございますが、今までは交付の対象が学齢児童及び学齢生徒の保護者に限られており、小学校入学前の者は学齢児童に該当しないものとして、当該補助の対象とはなっておりませんでしたが、今回の改正により、新たに新入学児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金に限り、就学予定者も交付の対象とされました。

これにより、国庫補助事業において入学準備金の前倒し交付が可能となり、 同事業に限りなく準拠している本町の就学助成においても、同様の改正が適 当であると判断していることから、手続を進めていく考えでございます。

また、就学予定者をどう理解されているのかということでございますが、 現状では入学する2カ月前までに教育委員会において就学校の指定を行わな ければならないことから、この時点で本町の学校に就学する予定の者を就学 予定者として理解しております。

他市町村の動向なども注視し、年度内実施に向けた検討をしてまいりたい と考えております。

以上でございます。

○議 長

1点目について、再質問ありますか。 牧島議員。

○7番(牧島良和君)

前段質問でも、少し言葉を膨らませて質問をさせていただきました。1回目の答弁ですから、それを含めたお答えにはならなかったわけですが、国がいう階層区分をしたときに、多分七つか八つぐらい、所得税を基本とした階層があったかなというふうに思います。

うちが今6,000円で半額助成で3,000円と。どの子に対しても半額助成と。それで、お答えいただいたように、その延長、それから検討はしていくという内容ですから、私からすれば、先ほど言った数字の費用が、本町に今度、例えば2万円の保育料ということになると1万円と。半額って、そのまま行けばですよ、町の支援策で半額では1万円と。今3,000円ですから、ゆうに3倍、1,000万円くらいの費用はこれ予算化しないと、今の制度をそのままというふうにはならないと。

まして、うちはどの子に対しても、それから所得に格差をつけていないから、国のいう所得階層の部分でいうと、まだまだ3万とか4万円の方がいるかどうか、5万円の方がいるかどうかわからないですけれども、1人に対してそれだけの保育料ということになると、まだ相当額膨らむわけですよね。そこら辺の数字は、私どもには今わかりません。それで、町としても、そういう数字の積み上げが、お答えいただいたようにこれからの内容だということであります。

私は、今の時点で考えるというか、心配するのは、今、お子さん方を認定こども園でも0歳からOKとなったと。そこへ、よっしゃと考えられていると。だけれども、いざ保育料をどうするといったときに、1子は入れられるけれども2子はちょっと待っててよとかね、そういうことも含めて、やっぱり考えざるを得ない状況が出てくるのではないのかというふうに思うんですよね。

そのときに、町が今、半額支援というのを、そのまま私の気持ちとしては、私の今の気持ち、数字は私も打てません。だけれども、気持ちは、その制度、仕組みを、今までどの子に対しても半額支援。道はことしから、3子目は全額、それから2子目は半額ということになったら、2子目も半額を町で頑張るといったら、2子目も半額になることですよね。なることというか、町の条例の子細をいじらないで、そのまま半額を全員にということになればね。そういうことになっていくわけで、どこまで腹をくくれるのかというのが、非常に事としてあります。

それで、今々の時点で、お母さん方、それからご家庭の中で、情報として、いや、多分高くなるけれども、どのくらいなんだろうと。どこまで上がるんだろうねという、そこら辺の情報の提供とか、それから、近隣、近傍の数字を伝え切れているんだろうかどうなのか。そこら辺をちょっとお尋ねをしたいと思います。

やっぱりこれからの決めようですから、町としても、そうしたところもお知らせしながら、お父さん、お母さん方の意向も聞いていくと。それから、町も限りある財源の中で、最大限の頑張りをここまでしていく、ここまでな

らできるけれども、これ以上は無理だとか、そういうやっぱりやりとりがないと、形はできたと、公設民営ですから、僕は建物全部を見るわけだから、それだけでも相当な町としては負担だけれども、そこは頑張ったと思う。町長ね、頑張った部分だと思う。だから、本当に純然たる維持費と、それから労務費が、どこまで数字として抑え切れるかという、そこら辺なんですよね。そういうところで、やっぱり基本的には僕は安くなるだろうと思うんですけれども、どのくらいまで下げ切れるか。

それから、そういうシミュレーションを、示し得る情報としてお父さん、 お母さん方にお渡しできるようなことにはならないんですか。してほしいで すねというのが私の意見ですので、それについてお答えをいただきたいと思 います。

それから、軽減策等含めて、今お聞きをしたと。それで、道の仕組みだから3子以降無料だよと。しかし、3歳未満だから、3歳になった途端に支援は打ち切りということになるわけだけれども、これはやっぱり、先ほど言ったように、子供たちが1歳、2歳、3歳、4歳と多子化の傾向ではないわけです。お一人もうけて、お二人目が一つあいたとか二つあいたとかってなったときには、もう3歳、道の条例が生きてこないわけですよね。だから、やっぱり地方の状況を見たときにどうよと。これじゃ、なかなかうちの町では使い切れないと、そういう意見を伝えてほしい、言ってほしい。

どうこう言う立場じゃなくて、やっぱり道の本当に子供たちを思う気持ちがあれば、これから将来を担う子供たちを、言葉だけでなくて、実質のものとして支援策の拡充をしていくと。所得制限や、それから年齢制限をなくすと。ここのところにあわせ持って、やっぱり町も大きな声を発信していくと。それは町長はもちろん、担当の大平課長も含めて、課内検討の中で大きくしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

二つについてお尋ねします。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

保育料については、まだこれから十分検討していきたいという段階でありますので、この場で数字を出すということは控えさせていただきたい。

ただ、これまで、みどり幼稚園は平成4年開園であります。一律収入に関係なく6,000円ということでずっと来ている。これは本当に議員言われたように、非常に安い。なおかつ、今、その2分の1、3,000円を補助しているということであります。国の公式で一度出してみて、どこら辺の数字が出てくるのか。

ただ、この6,000円を極端に何万円もとなると、やはり負担がいきなり来るので、町としては、何らかの経過措置的なものも考えていかなくてはいけないのかなというような思いはありますけれども、これからそれはしていきたいというふうに思います。

また、事前のその数字の情報を保護者にということなんですけれども、なかなか数字を出すとひとり歩きするという懸念がありますので、それはこちらでちゃんとした皆さんとの協議を踏まえて、決定した段階で説明に入るというふうに思っておりますので、それまで事前に出すということは、ないというふうに思っております。

それから、道の政策については。地域の声が少しでもより反映するようには、いろんな場面では協議を検討させていただきたいというふうに思います。 道にも訴えてはいきたいというふうに思います。

以上でございます。

〇議 長

再々質問ありますか。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

町長のお言葉から、経過措置、これは考えると。これは、良いですね、私 にしたらね。

今、私自身の中には、公営住宅料の経過というのもあったから、それようのことはあってもなというのは、私にもありました。だけれども、なかなか言葉に出すのには、自分自身も勇気が要ることでね、何もわからないところで私も言えないということがあったんですが、町長から今、経過措置も含めて考えていきたいというふうに言われたので、私そこの部分は非常に高く評価したいというふうに思います。よろしくお願いをします。

もう一つ、前段で言ったんですけれども、公設民営ということですから、 建物はもう建てちゃっているの、お金を突っ込んでね。そこのところでは、 大変大きな町の支援策で、実質的な保育料は、今度は人件費や維持費等の計 算がどこでどうするかという問題だと思うんです。これによる結果として、 保育料の低下というのは考えられますよね。

この一点だけ。

〇議 長

斉藤町長。

○町長(斉藤純雄君)

基本的には、国の一般的な方式で、まずこれから入園されるであろう人の保育料を出してみないと、どこら辺のことで保護者が大体納得をしてくれるのかというのがわからないので、まずそれは出してみたいと。

それから、今言われたように経過措置、並びに、幼稚園ですから、これから給食というのもかかわって提供しなくちゃいけないという部分もありますので、そういったものをどういった形で軽減しながら、全体として余り保護者に急激な負担が出ないような、そんなことも考えていきたいというふうに思います。

以上です。

〇議 長

続いて、2点目についての再質問。 牧島委員。

○7番(牧島良和君)

なるべくいろんな形で共有しながら、やっぱりどう進めていくか。すべて の項に言えると思いますが、ぜひそういう向きでの検討をされたいというふ うに思います。

次に、受動喫煙の問題ですけれども、これ私も新聞報道の範囲での書き方、質問の起こし方なので、私も二十歳からたばこを吸っていましたからね。その後やめたんだけれども、やっぱり結果として、そういう方が多くいらっしゃいますよね。ですから、基本的にせっついてやめろやめろなんていう話を、私はしているわけではない。言っているように、まずは公共施設からどうですかというお話をさせてもらいました。

それは公共施設で一様に言われましたし、庁舎内での検討の内容に入っているということで、私も大変、そういう意味ではうれしく思います。やっぱり受動喫煙をどう防ぐか、ここをまずクリアしながら、保健師さんも新しく採用にしながら、町一丸となって町民の健康をどう考えるのかという視点に立った今の行政のスタイルだから。

それで、公共施設の押さえです。町長が発信したから、庁舎内、バス停もあるし、町有地全般もあるし。病院なんか行くと、公共施設で飲んだらだめだっていって、庭先で飲んでいる人も札幌市立病院なんかありましたけれども、土地の上だって公共施設の上でしょうと。それはやっぱり違うんですね。ですから、どこまでの公共施設というふうに今考えられているのか。

私は、駅とか、多くの方が集まるところ、例えば体育館もそうでしょう。 それから図書館なんかもそうでしょう。それから病院はもちろん、そういう くくりとしてどんなふうに考えられていますか。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

いわゆる公共施設ということで、今出してきたのが32の施設があります。 こういう施設を持っている公共施設というのはわかりやすいんですけれど も、鶴沼公園とかそういったところになると、非常に取り扱いが難しいとい うことで、今、管理職会議の中でもちょっと議論はしているところであります。

それから、もう一つ難しいのは、休養村と温泉なんですね。その温泉を出られた方が、ようやく一服して、さらによい気持ちになるということで、今、温泉を出たところにたばこを吸うところがあるといいますけれども、そういったところを一律いきなり全面禁煙ということにしていいのかという、そういった部分が、ちょっと難しいところはあります。

ただ、今言われたように、一般的にスポーツセンター、農村センター、それから駅の歯医者さん、ステーション、そういった部分については、今のと

ころ施設内全面禁煙で可能だろうというふうにしておりますし、今調査しているのは、例えば道の駅ですね。道の駅の施設の中は当然ですけれども、ほかのところは何か外に灰皿を置いているところがまだ多いというようなことも聞いていますので、そこら辺の取り扱いをどうするか。これからちょっと煮詰めて、できるだけ早い時期に実施をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

〇議 長

再々質問ありますか。

○7番(牧島良和君)

近いところでは、美唄市がこの条例を発して、なかなかその後、道内広が らないですよね。

ですから、私も町長のトークのページを見て、ああ、これはうまくかみ合えるなというふうに思ったから、今回質問させてもらいました。

内部的には、先ほど課長からお答えいただいたように、庁舎内討議にまで入っているということですから、やっぱり町民全体の議論として高めていって、そこにどういう着地点を見出すのかという、これは本当にどの課題でもそうでしょうけれども、そのことが大事だというふうに思うんですね。

ですから、美唄市は美唄市なりに、つくったけれどもこの後どうするんだというところで、全道的ないろいろなもみようがあるんだろうというふうに思っています。

私も、ちょっと質問としてはやりにくいんですけれども、ぜひそれを、ど こら辺をめどに置きますかと聞いて質問を終わりたいと思います。

〇議 長

町長。

〇町長(斉藤純雄君)

柴田議員がいるので説明しづらいんですが、すべてを部課長会議では8月1日から実施したいと。7月の広報で町民に知らせて、8月1日から、いわゆる役場、保健センター等々の施設については施設内禁煙を実施したいと、今、そういう思いでおります。

以上です。

〇議 長

それでは、3点目の就学関係について、再質問ですね。 牧島議員。

○7番(牧島良和君)

ちょっとコメントを言えば、8月1日、早過ぎないですか。 よろしいです。

3点目に入ります。就学援助の制度です。前段申し上げたように、どこかのページで見て、ああ、どうなっているのかなというところを見ながら質問を起こした経過があります。それで、資料もあわせていただきたいというこ

とでお願いをしましたら、大変丁寧にページ数をいただきました。

お答えいただいたように、3月31日に文部科学省は出しているんですね。 これを見ますとね。それで後段の方の施行として、29年4月1日からとい うことです。ですから、お答えをいただいたとおり、就学前の子供たちにつ いても支援ができると、財源的にも。

それで、私も昨年というか、今年、29年2月、3月の段階でも取り組みをした何か町村かに電話でのやりとりで聞きましたら、今、所得が圧縮してきていて、やっぱりお子様を育てるときにこの制度を使いたいと。広報した、やるところは、予備費か何かで充当をまずはさせているんだと思うんだけれども、そういうところでやったところは、私は2カ所しか聞いていないですけれども、8割、9割はもう手を挙げているということなんですよね。

ですから、ほかの周知の仕方で、本当にまだ4万、5万といっても、今、ランドセルーつ3万円ですからね。高いのが1個7万円もするの、ランドセルね。それから見たら、昨年よりは扶助費が上がったとはいっても、まだ全体を整えるまでにはないですけれども、でも少なくとも金額が上がった、それから前倒しされてきたという点では、やっぱり私たちも、意見書を上げた自治体もあったり、それから運動をお母さん方と一緒にやった自治体があったり、そういう積み上げが、文部科学省を動かしたんだというふうに思っているわけです。

それで、お答えをいただいた1点だけお聞きしたいのは、したがって、就学前児童もやることになりました。これは予算の組み立てなんですけれども、お答えをいただければ、2カ月前にそれは教育委員会で承知していなきゃならないということになると、僕は2カ月前から3月31日までの間でまとめればいいのかなというふうに思ったんだけれども、今のお答えだと、2カ月前までに押さえるということになれば、そうしたら1月いっぱいにはもう押さえていなきゃならないと。

そうしたら、子供たちには冬休み前か、休み明けすぐというところで。冬休みと言ったらおかしいね、幼稚園児だから。就学前の予定される入学者に対して、申請してくださいという期間になるのかなと。そういう理解でいいのかどうか、それが一つ。

それからもう一つ、年前の予算ということになれば、29年度予算の補正として、12月までは押さえられない。3月の定例会には、数字は見えるけれども、そこで補正として間に合うのかどうなのか。29年度予算で執行ということになれば、そこのところの組み立てはどんなふうになりますか。2点だけ。

〇議 長

浅岡教育長。

○教育長 (浅岡哲男君)

就学児の認定の概念ですけれども、一応文科省で押さえている部分については、学校教育法によりましては、就学前2カ月。3月末から2カ月前とい

う概念ですね。というのは、学校を指定するのがそのタイミングになるんですね、確定するのが。そういった意味で、文科省でいう部分は最早で2月から申請ができるという形になります。それ以前になりますと、学校が決まっていないので、就学予定者という位置づけにはならないんです。

今検討をしていくというのは、教育委員会ではそのあたりの概念を拡大解釈、町としてできるのかどうか。そうなると、12月支給もあり得る話ですし、もっと1月というか2月早々に出せる可能性も秘めてはいるんですけれども、このあたりは首長の裁量の範囲なので、そういう概念で今検討をしております。

今、年度内に実施というような答弁をさせていただいたんですけれども、 文科省でいう概念でいけば、その2月以降の申請受け付けから支給という形 になります。

予算につきましては、受給は1回に限るものですから、ただ、サイクルが 年度初めに支給するのか、年度終わりに支給するのかの違いであって、その 予定者にとっては年度前に支給されるんですけれども、申請しない人は当該 年度の申請になるので、予算上は動かないかなと思っております。

ただ、今回の文科省の要保護者の補助基準額が、4月1日から、お渡ししたとおり2万何百円から4万600円に上がりました。それについては、本町の就学援助制度については、もう改定しております。だから、今年度の4月1日以降から施行になっていますので、うちの就学児童については、年度前にはなりませんけれども、現年については上がった額で支給できるようにしております。

予算については、計上の予算の範囲で間に合うという判断をしております。 大体2名か3名が多い年かなというふうに押さえているものですから、大きな予算補正は考えておりません。

以上です。

〇議 長

再々質問。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

ちょっと私の理解があれなのかな。

お答えいただいた内容については、就学予定者をどう理解しているのかというところで、現状では入学する2カ月前、1月末までに教育委員会において学校の指定をという、この学校の指定が2カ月前までにしていなきゃならなくて、その後、就学予定者に対する手挙げは、その2カ月前から3月31日までの間でいいんだよと、そう理解を。私の理解の仕方が違ったのか。そういうことなんですね。

〇議 長

教育長。

○教育長 (浅岡哲男君)

今の文科省の要保護者の改定については、そういう理解であります。

○議 長

続いて発言順位5番、小松正年議員。

小松議員。

○8番(小松正年君)

議長のお許しをいただきましたので、第2回定例会におきまして、町長に 質問をさせていただきます。

2年後の平成31年に、開町120年を迎えるところであります。浦臼町の町史は、過去20年史、50年、70年、100年の4回発行されています。120年の節目に町史を編さんすることは、本町の歴史を明らかにし、貴重な歴史資料を後世へと伝えていくことで、今後の町づくりに活用するほか、町民の皆さんの郷土に対する理解と愛着を深めることを目的とするものであります。

100年から20年間の町史の編集、編さん委員会を組織すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

また、120年の式典及び記念事業をどのようにするのか、町の考えをお伺いします。

○議 長

答弁願います。

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

小松議員のご質問にお答えをいたします。

明治32年7月15日に浦臼村が誕生して以来、平成31年には開町12 0年を迎えます。

また、明日21日には、徳島県より開拓に入られた友成士壽太郎氏の没後 100年の法要が金剛寺で営まれますが、開拓先人のご労苦等尊い歴史を今 に伝えるなど、町史編さんの意義については、議員と考えを同じにするもの であります。

これまでの町史編さんについては、開町20年、50年、70年、そして100年となっており、ほぼ30年を経過ごとに発行しているところであります。これらのことから、次の町史編さんについては、平成41年に迎える開町130年の記念の年にと考えているところであります。

また、120年の記念事業などについては、近隣の昨今の流れなども参考にしながら、華美にならないように、普通の記念式と、記念事業についても、既存の事業に冠をつけるなどで実施したいというふうに考えております。 以上でございます。

〇議 長

再質問ありますか。

小松議員。

○8番(小松正年君)

大変ちょっと残念な感じを受けております。今、答弁の中に、これを踏まえてと、次の町史編さんについては平成41年にということで考えを述べられたわけなんですけれども、普通に考えて、小学生に算数の問題を出して、20、50、70、100と、次は何ですかと聞きますね。そうしたら、小学生の答えは120と普通言います。20年、30年のこの規則性を考えて、答えは普通そういうふうになると思うんです。

それと、ここに100年史、きょうこれ事務局のなんですけれども持ってきてみました。1600ページあります。これを編さんするのに、足かけ9年かかったと書いてありますけれども、私はここまでのものをつくれと言っているわけではなくて、100年から20年間、その間の歴史の内容を記する部分で、編集する内容については、時間的なものが今後2年間の中でできるんじゃないかと、そういうふうに思っていますし、一番大事なのが、この100年史、編さんされたそのときの反省というか、次は120年ですねという話があったそうです。そういう話を聞いております。

また、110周年のときも、これは岸町長時代でしたけれども、このときにも、町史については120年に行いましょうという話を私も聞いております。

そういうところから、今の答弁で、これを踏まえて次の平成41年、30 年後にしましょうというのは、どうも納得いきません。

まして、この100年史、町長、自分で編さんの委員になっていますよ。 ど真ん中にいた人です。これはやっぱり、これを期待している町民も数多く いるんです。それに対して、そういう納得のできる答弁だと私は思っていま せん。これもう一度、このことについて再質問させていただきます。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

町史編さん、編さん業務というのは、議員おっしゃったように、やっぱり 10年単位で編さん室を設けて編さん委員さんを頼んで、かなり時間がかかるものであります。もう2年後の120年に、いわゆる町史編さんというものを出すには、時間がないということも理解をされると思います。

私はいわゆるダイジェスト版的なものは、何か形を変えますけれども、そういったものは出せるかなという思いでおりますので、120年については、そういうことで進めていきたいと。そして、130年のときには、今お手元にあるような、少し厚いものをつくるような形になるのかなというふうに理解をしているところであります。

以上です。

○議 長

再々質問。

小松議員。

○8番(小松正年君)

今、ダイジェスト版というお話がございました。ちょっとどうしてもこの部分で、当然120年にはこういうものができるのだろうという期待をされていた町民がたくさんいますし、その当時かかわった人もそういうふうに思っていると思っています。その人方に納得していただけるような、今の答弁ではなかったとは思うんですけれども、時間的な、物理的な問題、そういったものも考えてという部分では、この部分はやっぱり町長、どうしてもかかわっていた真ん中の人なんですから、もうちょっと早目にやっていただきたいなということで思います。

三つ目の質問なんですけれども、今答弁の中に、記念式、それから記念事業ということで質問させていただいておりますが、華美にならないようにと、この時代、どこの町もそういったことで余り派手にならないような風潮で今もやっているのはわかっておりますけれども、記念事業、これ何か形として残るもの、そういったものが一つでもあればいいかなというふうに思っています。単に今までの事業を冠をつけて、120周年記念何とか運動会とか、そういったことじゃなくて、形に残るものを一つ考えていただきたいなということで。

私の質問の中に、町づくりのために活用する部分でこの町史はあるんだよと書きました。ここの中に、これコラムでこの中に入っているんですけれども、鶴沼神社の桜ということでちょっと書かれています。これは、あの鶴沼神社は昔すごく桜の名所で、この近隣でも有名な名所となっていました。今はちょっと寂しいんですけれども、昔はかなりの人でにぎわって、名所として浦臼町の名もはせたというふうに思っていますけれども、これも単に自然に生えた桜ではありません。過去にいろんな方が、ここでは鶴沼の青年団の方が何十年にもわたってササを刈って、そして、そこに桜を植えていったと、そういった歴史というのがあります。

私はこういうものも、一つこの中を読み取って、記念事業の中で桜を120本植えようとか、そういったものを何か一つ残していただきたいなと。あの鶴沼のあの一帯を、観光の拠点にするという考えもグランドデザインでこれから考えていく過程にあるんですけれども、そういうのも含めて、あそこにもう一度浦臼町の名所をつくっていただきたいと。桜のそういう名所になるような、そういったもの、昔の浦臼町に戻していただきたいなと、そんな感じを受けております。

桜にこだわりませんけれども、そういった中で、一つ何かそういう形に残るような、そして、浦臼町の存在が誇れるような、そういったひとつ事業を行っていただきたいなということで、最後の質問にさせていただきます。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

今言われたことも重々理解をしておりますので、何かこれからそういった 事業を検討していきたいというふうに思います。 なお、最初から私がその町史の中にどっぷり入っているというのは、間違いだと思います。私が平成11年に来て、100年のときにはもうそれができていますので、私10年間教育にいましたので、名前は入っているかもしれませんけれども、全然どっぷりつかっていないということで、ご理解いただきたいということでございます。

○議 長

これより、昼食のため暫時休憩といたします。 会議の再開は、午後1時半といたします。

> 休憩 午前11時44分 再開 午後 1時30分

〇議 長

会議を再開いたします。

一般質問発言順位6番、中川清美議員。

中川議員。

○2番(中川清美君)

第2回定例会におきまして、議長より発言の許可をいただきましたので、 3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点目といたしまして、国道275号線沿いの法面の草刈りを早期に望むということでございまして、非常に今道路を走ってみますと、歩道の上にイタドリだとか、また道路の歩道のないところにおいても、イタドリとか背の高い雑草が半分近く覆いかぶさっている状況でありまして、道路の歩行をするのに非常に邪魔になるところでもありますし、自転車で走行するときにおいては、白線を越えなければ通行できないような現状であります。早急に草刈り等の早期実施をしていただきたいというふうに、関係機関に要望していただきたいと思います。

第2点目といたしましては、浦臼町が各委嘱されている団体の活動に対する不慮の事故だとか、そういう活動上の事故についての補償はどのようになっているのか。しっかりとその辺、確認をしておかなければ、新たな違う委嘱の団体もございますので、ひとつその方の確認をお願いしたいというふうに思います。

第3点目といたしまして、新たな農業振興事業の創設を求めるということ でございます。

浦臼町中小企業振興条例が、昨年2月定例会で制定されまして、商工会員が新築もしくは改築され、数件の会員がこの事業の助成をされているところでもあります。私も農業経営をしておりますが、昨年法人化をいたしまして、それと同時に商工会の方の会員となりまして、今回私もいろいろ格納庫や倉庫等の改修事業に当たり貴重な財源をいただき、助成をいただいて、本当にこの厳しい農業情勢の中、ありがたい助成だなというふうに実感をしたとこ

ろであります。

しかし、浦臼町は第1次産業が農業でありまして、その農業者に対しても、 現在の農業情勢は非常に厳しい状況もございます。ぜひとも、これから格納 庫の建設だとか、そういうような状況があろうかと思いますので、ぜひとも 農業者に向けてもそういう助成の条例の創設を願うところであります。

以上、3点質問をさせていただきます。

○議 長

答弁願います。

馬狩課長。

○建設課長 (馬狩範一君)

中川議員のご質問にお答えいたします。

国道275号の法面の草刈りに関してのご質問ですが、国道の維持管理をしております札幌開発建設部滝川道路事務所に確認したところ、今年度は少雪の影響で野草の成長が早いことは認識しており、昨年より多少作業時期を早めて始めているそうですが、基本的に年1回の草刈り作業であり、余り早く作業を開始すると、秋ごろの野草に対応できないことから、早期の実施は難しい。

また、作業工程が決まっていて、作業員をふやすことで作業工程を早められるが、最近の人手不足で作業員を確保するのが難しく、作業工程を早めることも困難であるとの回答でした。

議員ご指摘のとおり、見通しが悪い状況は確認しておりますので、現状を報告し、交通の安全が確保できるよう要望してまいりたいと考えております。

〇議 長

続いて、河本課長。

〇総務課長 (河本浩昭君)

2点目のご質問にお答えをいたします。

本町につきましては、道内の町村及び一部事務組合で組織しております北海道町村非常勤職員公務災害補償組合に加入してございます。この組合につきましては、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づき、組合構成団体の議会議員を除く非常勤職員の公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理しており、町が委嘱しております各種委員等の非常勤特別職につきましては、災害補償の対象となってございます。

平成 2 9 年度予算では、予算書に記載のとおり、負担金といたしまして 6 7 1 名分の 8 7 万 1 , 0 0 0 円を計上してございます。

以上であります。

〇議 長

続いて3点目は。

石原課長。

〇産業振興課長(石原正伸君)

3点目の農業を対象とした改築等の助成の質問でございますが、この制度

につきましては、平成28年第2回定例会にて議決いただきました、浦臼町中小企業振興条例に基づく制度でございまして、中小企業基本法第2条に定めます中小企業者であり、かつ商工会に加入している事業者に対しまして、事業拡大や雇用の促進を支援することで町経済の発展と町民生活の向上に資することを目的とした制度でございますので、特定の個人を対象として直接的に支援する趣旨の制度ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

議員ご指摘の新たな農業振興施策の必要性につきましては、理解しておりまして、本年度から新たに水稲種籾温湯消毒機導入補助や水稲直播機器導入の補助を実施し、クリーン農業による農業の差別化や高付加価値化による農業所得の向上、省力・低コスト化、規模の拡大のための技術研究など支援を行っており、将来にわたり持続可能な農業を展開していくための新たな支援策について、地域と協議をしながら検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議 長

中川議員、1点目についての再質問ありますか。 中川議員。

○2番(中川清美君)

答弁によりますと、基本的には年1回の草刈りということで、余り早く作業すると、秋ごろの野草に対応できないということでありますけれども、二番草と言われる、秋ごろに繁茂する草はそこまでの背丈にはならない草が多いんです。特に今の時期のイタドリが、非常に見苦しい、また危険な草であって、それを早期に刈り取ることによって、二番草はそんなに、一番のイタドリみたいになることはないということであります。

また、非常に浦臼町においては農耕地帯でありまして、農作業の取付道路も数多くあるわけでありまして、中には農業者が本当に道路縁の草まで刈ると、非常に危険な中での作業もしながら、自分の交通安全の視界の確保に向けてしっかりと頑張って努力している方もおられますので、ひとつそういうところを今後しっかりと関係機関に届けていただきたいなということで、要望事項としてお願いしたいと思います。

答弁はいいです。

〇議 長

よろしいですか。そうしたら、2点目の再質問。 中川議員。

○2番(中川清美君)

2点目の再質問でありますが、すべての災害補償となっているということでありましたが、残念ながら昨年の浦臼町の、平成28年の夏の消防演習のときに、交通安全指導員の方が、業務を遂行中、はっきりした原因は聞いておりませんが、気を失って倒れたと。そのことによって、頭部に大きな障害も出たということでありまして、非常に私らも心配していたわけなんですが、

ことしになって聞いた話なんですが、その事故に対しての補償は一切されていないというような状況があったわけで、果たしてこれらの事実と今回の答弁の食い違いがちょっと感じられるんですが、その点についての経過と経緯説明があれば理解はできると思うんですが、いかがでしょうか。

〇議 長

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

ただいまのご質問にお答えをいたします。

当該事故につきましては、去年ではなくて、もっと一昨年かそれぐらいだったと思います。これにつきましては、交通指導員ということで、町が委嘱している業務でございます。交通整理中に倒れまして、病院に運ばれました。

手続としましては、私も公務災害の手続を上げさせていただきました。結果としまして、診断書等々必要な添付書類を添付しまして提出しましたけれども、その公務上との関連性が認められないということで、公務災害には該当しないということで却下になっております。

私ども、担当者としてもそれに納得ができませんでしたので、不服申し立てを本人の了解を得まして上げることにしました。これにつきましては、補償組合の委員会、お医者さん等が入っている委員会ですけれども、そこにかけていただきまして、そこでも公務との因果関係は認められないという結果となっております。

これ以上ということになりますと、裁判等で訴訟に訴えるという方法しかないような状況で、ご本人はそこまでするつもりはないということで、公務災害の補償は受けられておりません。結果としては、以上のような内容でございます。

以上です。

〇議 長

再々質問ありますか。

中川議員。

○2番(中川清美君)

関係機関による結果、公務ではないというふうに言われて、それが直接の 因果関係にはなっていないというような感じなんですが、それは補償協会の 考え方であって、当町、浦臼町の立場として考えれば、当然浦臼町で委嘱を して交通指導員会がその日は作業をお願いするという委嘱をされているので あって、ここの補償機関がだめですよと言ったから、じゃ、浦臼町も、ああ そうですか、払わなくていいですねと、そこで責任がなくなったわけではな いと私は思うんです。

ここはあくまでも委嘱している町が、やはり責任を持つべきではないかと。 補償機関ができないから、町も知りませんよと、そんな冷たいようなことで、 この671名分の委嘱をしているのかと。そんな簡単な考えで委嘱されたら、 受ける方もたまったもんじゃないですよ、これ。しっかりとここは、本人も 入院費、治療費、すべて自賄いで払っているわけですから、ここはやはり町 の責任として、それぐらいはお支払いするべきではなかったかなというふう に考えますが、そこら辺の判断はどうなんでしょうか。

〇議 長

町長。

〇町長(斉藤純雄君)

私も詳しいわけではありませんけれども、今の入っている全員分のこの予算の入っている中身は、公務としてやっていて、なおかつそこに公務の因果関係があって発生した事例に対して補償が出るというふうになっていますので、議員ご指摘の、二、三年前ですね、訓練のときに倒れた方が、倒れる原因がその公務と因果関係があるかどうかというのが、ちょっとはっきりしないと。医療機関の診断書を見ても、そこがはっきりしないために現在のようになっているということでありまして、これ以上、町としてはこの機関にどうのこうのということは、なかなか言いづらいという思いであります。

議員のおっしゃっている意味も重々わかるんですけれども、これ以上はちょっといろんなものを出すということにはならないのかなと、そんなふうに思っています。

以上です。

○議 長

続いて、3点目についての再質問ありますか。 中川議員。

○2番(中川清美君)

何とも腑に落ちないような話で、けがをされた方には、本当に何と言ったらいいのか、言葉も出ないというのが現状であります。

それでは、3点目についての質問でありますが、その目的は事業拡大、雇用の促進とか町経済の発展ということでもあります。農家においても、作業上、発注先は恐らくおおむね町内業者でできる範囲のものではないかなというふうに思っているところであります。

それをやることによって、また町内業者の仕事もふえまして、これも町の 経済活性のためにもなるのではないかなというふうに思っております。

また、現在農業を取り巻く情勢といいましょうか、この後、また折坂議員 も直接払いのことについての質問もございます。国は18年産から生産調整 も目標配分をやめて、産地が自主的に需給調整するということに転換するこ とに合わせて、この直接払いの交付金の支払いも廃止となってくるわけであ ります。

また、農地の現状を見ましても、高いときでは10アール100万円ぐらいで購入したやつが、現在では最高値で32万円と、非常に土地の下落もあります。農家の資産価値も全然少なくなりまして、農協に対する信用の度合いも下がると。また、農協は今度土地の評価額も下げていくというようなことでありまして、一層資産の減少に拍車がかかっているわけでありまして、

その一方、また農機具は下がることがなく、毎年上がっていくものであります。

農家にとっても大変なことばかりでありまして、その反面、樺戸ダムができまして、水の方は豊富に入ってくるようになったわけなんですが、昨年から水利費の償還が始まったわけでありまして、私もそうですけれども、20 ヘクタールを超える面積を持つならば100万円は黙って水利費はかかっていっているわけであります。

これについては、町の方からも補助もいただきながらやっているわけなんですが、それでもやはり農家の負担が非常に高くなっているのが現状であります。

そういうところもかんがみまして、しっかりと農業者にも今後の事業を進めていく上において、土地もふえていくわけでありまして、それに伴い機械もふえていきますし、またそれをしまう格納庫も必要になってくるわけであります。しっかりと先を見据えたこういうような助成事業が、特に私は必要と思うんですが、再度町の考えをお聞きしたいと思います。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

昨年つくりました商工会での事業については、趣旨は皆さんも今まで十分 ご理解をしているというふうに思っております。

これはなかなか一般の個人、いわゆる農業者まで広げるということには、すぐにはならないのかなという思いがありますので、それにかわるものができるのかどうか。

それから、そういった個々への支援策じゃなくて、町の農業全体に対する 将来への投資という形では、町もいろいろ考え投資をしてきておりますので、 新たなものがそういうところで構築できるかどうかは、ちょっと検討はさせ ていただきたいと思います。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

中川議員。

○2番(中川清美君)

再々質問ということでありまして、先ほどの質問に関連して、今回この議場におきまして、農業者を代表する機関として、農業委員会への質問をしたいと思います。

農業への振興と助成など、新たな取り組みを行うことにより、農地流動化についても、生産力の増進、または合理化の効果を与え、利用推進を図られるのではないかと思いますが、農業委員会としての会長のご意見を伺いたいと思います。

〇議 長

答弁よろしいですか。

佐藤会長。

〇農業委員会会長 (佐藤浩司君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

農業委員としては、農地等の利用の最適化の推進を進めてきているところでございます。

農地集積の状況でありますが、農林水産省の政策目標としている集積率は80%となっております。浦臼町は約95%を維持しているところでありますが、長期展望をもって農業に取り組めるような農地の設定、移転等を進めるためには、担い手などが継続的に営農していける農業生産基盤が条件であり、各種支援対策の一層の拡充が不可欠と理解しております。

今後についても、しっかりとした農政の確立が重要であり、それにより農 地の流動化もスムーズに取り組まれていくものと考えるところであります。 以上でございます。

○議 長

続きまして、発言順位7番、折坂美鈴議員。 折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

平成29年度第2回定例会におきまして、町長に2点の質問をいたしたい と思います。

1点目であります。

国による米の需給調整と所得補償制度の廃止、これは2018年から行われることが決定しておりますが、このことが生産現場に与える影響とその対策をどうするのか。

いわゆる30年産米問題、生産調整見直しによって、行政は生産数量目標を配分しないとされ、生産者自身が自由に何を作付するか決められることになりますが、過剰作付によって米価下落を招くことも考えられ、私は状況によっては、直接支払政策をもう一度検討することを望むものですが、町として、今後の状況をどう見通しておりますか。

また、米政策の大変換により農家所得が減少することが顕著になった場合 の所得向上対策についての考えはありますか。

2点目であります。

本町における居住環境の改善のための地域住宅計画は。

新年度予算に示された、浦臼町民間賃貸住宅等建設補助金は、民間の活力を利用して、農村の居住環境を整え、農業後継者など若い世代が本町にとどまるよう、若者の定住促進施策として図られたものです。

- ①この補助金制度の公募期間が終了したところと聞いておりますが、今後 の計画はどうなっていますか。
- ②ひばり団地の建てかえ計画や教職員住宅の整備計画等本町全体の住宅計画は、どのようなものを描いていますか。

③農家住宅の整備を後押しする国、農水省の支援制度もありますが、本町で今後ますます増加するであろう空き家を有効活用する施策などは考えられないでしょうか。

○議 長

答弁願います。

石原課長。

〇産業振興課長(石原正伸君)

折坂議員のご質問にお答えいたします。

1点目の平成30年度産以降の米の生産調整についてですが、40年以上 続いてきた減反政策も本年度限りで終わり、国による生産数量目標の配分や 10アール当たり7,500円の交付金も廃止となります。それに伴い、生 産調整を行わず米が過剰作付となった場合、米価の下落につながるという懸 念は議員と同様持ってございます。

そのため、北海道では生産数量目標の配分にかわる生産の目安を定めることとし、農業関係機関により構成されております各地域の農業再生協議会が中心となり、オール北海道体制で、この局面に取り組んでいくこととしてございます。

また、JA全中では、米の需給調整に取り組む全国組織の設立や、水田フル活用に向けた直接支払交付金の恒久的措置と必要な予算の確保を国に求めているところでございます。

平成30年度以降の国の予算や政策については、現状において確かな情報はなく、明確な答弁をできる段階ではございませんが、今後の議論の行方や概算要求の情報などを的確に把握し、状況に応じた対応や要望等を引き続き行ってまいります。

2点目の米政策改革に伴い、農家所得が減少した場合の対策についてでございますが、町が直接的に所得補償を行うことは現実的に難しいため、特色ある農産物の生産など、農業者みずからが行う経営発展や所得向上に資する取り組みの支援について、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〇議 長

2点目について。

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

2点目のご質問にお答えをいたします。

民間賃貸住宅建設事業者の募集につきましては、5月10日に募集期間を終え、申請がございませんでしたので、6月9日まで期間を延長し再募集しましたところ、1件の申請があったところであります。

早急に審査を行い、可否の決定をする準備を進めてございます。

ひばり団地の建てかえにつきましては、公営住宅、特定公共賃貸住宅、合わせて48戸の建かえを計画しております。本年度基本設計を行い、平成3

0年度に実施設計、31年度から順次建てかえを実施し、平成37年度に完成を予定しております。

教職員住宅につきましては、校長及び教頭住宅4戸を平成31年度以降順次建てかえる計画としておりますが、民間賃貸住宅で対応することも視野に入れ検討してございます。

また、その他の2棟4戸を維持管理していく予定としてございます。

町全体の住宅計画についてはございませんが、土地開発公社による宅地の造成、分譲事業により、移住・定住の促進に取り組んでいるところでございます。

空き家の活用につきましては、昨年度、空き家・空き地バンク制度を開始いたしましたが、空き家につきましては1件の登録があり、契約が成立、土地につきましては2件の登録のうち1件が成立してございます。

また、空き家を取得して住宅として活用する場合は、定住促進住宅取得応援助成や住宅リフォーム等補助金、店舗等として活用する場合につきましては、中小企業振興事業の施設等整備助成金の活用が、制度の枠の中で可能となってございます。

優良物件が見つかりにくい状況にあると考えておりますけれども、有効活用できないか、さらに検討していきたいというふうに考えております。 以上です。

○議 長

折坂議員、1件目についての再質問ありますか。 折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

今回の質問は、1定でも同じ質問をさせていただいたんですけれども、も う少し町長と議論をさせていただきたいなということで、もう一度今回上げ させていただいた質問であります。

まず最初の質問なんですけれども、国の予算については、確かな情報がないというところで、今、明確な答弁ができる段階にはないということは理解するものであります。状況に応じた対応や要望を引き続き行ってまいりますという答弁に、これは同意するものであります。

私の考えとしては、国は米の直接支払制度をなくすと言っているわけですから、その分を今度は農家所得を支える新たな施策の財源にするべきではないかなというふうに、もっと検討するべきというふうに強く思うわけでありますが、町長はどのように考えられるでしょうか。その点を要望していただきたい。農家所得を支える新たな施策、その分にお金を回してほしいという、そういう考えで私はおります。

大規模農家ほど、所得補償制度の廃止によって受ける打撃、影響は大きいというふうに農業新聞にも載っておりましたけれども、我が町でも、高齢の農家がつくれなくなった農地を若手の後継者たちが引き受けてきて、大きな大規模農家になっていくわけですよね。その方たちが、農家収入の減少が半

端な額ではないというところにあるわけで、米農家が多い本町では、地域全体が疲弊するという、そういう大問題になってくるわけでありまして、これに対して、何も手を打たないのかなというところはあるわけです。

何もまだ情報がないからということは理解しますが、準備をすることはできるのではないかなというふうに考えております。

あと、国の考え方について、町長のお考えをまたお聞きしたいんですけれども、国は生産調整を完全に農業者や団体の協議に任せる、委ねることをして、自分は手を引いたわけです。農業をビジネスの世界と同じように、競争原理の荒海の中に引きずり込もうとしていると私は思っています。だから、農協を解体しようとしたり、民間の参入を推奨するとして、根拠法である主要農作物種子法を廃止しましたね。こういうことをして、都道府県の役割までなくしてしまう。こういうことをやっているわけです。それに対して、町長はどういうふうなお考えがあるのかお聞きしたいです。

今まで都道府県単位で大切に守り育ててきた優良種子の安定供給、これが 揺らいでしまったというふうに私は考えております。私たちは、種籾が手に 入らなくなったり、値段が高騰するのではないかという、そういう不安が大 きくなってきたわけであります。それから、対外的には日本とEUの経済連 携協定、EPA交渉がありますが、TPP合意にもっときつい条件が課せら れてEPAに交渉しなければならなくなるのではないか、そういうような懸 念も抱いております。

生産調整がなくなることになれば、国内においても産地間競争がますます激化する、そのような状況も考えられます。そんな中を、担い手の育成とか確保に我々は努めなくてはいけないという状況になってきているわけですけれども、こうなってくると、やはり先ほどの中川議員の質問に町長が答えてくださっていたんですけれども、良質米づくりであるとか、コスト低減の取り組みについて、浦臼町で言いますとクリーン米生産組合があり、直播生産組合がある、そういうところに手当てをいただいておりますけれども、そこの部分の手当てををもう少し手厚く、金額的にはまだ少ないんですけれども、そこの部分をもっと手厚くするお考えはないかということや、直接的に個々に所得補償をすることはできないというお話ではありましたけれども、例えば商工会にある、先ほどもお話ありましたけれども、無担保ローンの貸付制度をつくるとか、何か収入源確保のために新規の事業をやりたいと思っている若い人も、いっぱいいると思うんですよね。そういう人たちの背中を押す施策、セーフティーネット整備、そういうことの施策もいろいろ考えられるのではないかと思いますけれども、その点をどのようにお考えになりますか。

いろいろ聞いてしまったんですけれども、最後にもう一点、おっしゃっていた農業者みずからが行う経営発展や所得向上に資する取り組みへの支援ということを検討しているとおっしゃっていたけれども、具体的にはどのようなことを考えていらっしゃるかをお聞きしたいと思います。

○議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

的確に答えられるか、ちょっと不安でありますけれども、7,500円がなくなるということは事実でありまして、このJAピンネ管内で、これをお金にトータルすると3億7,000万円ぐらいの収入が、これでもう入ってこないということで、ピンネの宮本組合長とお話をしたときにも、大変この地域にとっても非常に大きな金額だということであります。

そして、これを復活するということはなかなか難しいので、全国的に750億くらい、全国のこの7,500円を足すと、国の予算が750億円ぐらい今あるんですけれども、これを違った形で、行く行く農家の所得が上がるようなものに、国にいろんな団体が要望しております。私たちも26日から行きますけれども、そういったことを農協も中心に今やっているんですけれども、なかなか国が、これに使うとか、そういうことをまだ言ってきていないのが今現状であります。

これを今までどおり直接支払としてというのは難しいので、それを農業全体の有効活用にならないかということで、今、全国的に要望しておりますので、これは今後も続けていきたいというふうに思っております。

また、高齢化、それから担い手不足、いろいろ厳しい状況が続いておりますけれども、町として個別にお金を配る、支援するというのは非常に難しいところがあります。ただ、これからの農業というのは、スマート農業と言われますし、無人機の機械で畑、田んぼを耕すと、そういう時代がもう目の前に来ているというようなことも言われておりますので、町としては、そういった方面になるべくいろいろな予算を投資して、行く行くは町の基幹産業である農業が、そういうことでみんなが底上げして発展していく、そういったものにいろいろと投資をして支援をしたいという考えがありますけれども、今、質問の中であった一つ一つの具体的なものについては、今後になるかなというふうに思っております。

以上でございます。

〇議 長

再々質問ありますか。 折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

今のお答え、非常に力強く思ったところであります。ぜひ再生協議会が中心となって、オール北海道体制でこの局面に取り組んでいただきたいというふうに期待をするところであります。

あと、具体的な施策についてのお話は、なかなかお聞きできなかったんですけれども、私の考えとして、最近、新篠津とか砂川ハイウエイオアシスにも直売所ができまして、すごい盛況だというふうに聞いておりますね。浦臼町も道の駅の整備の中で、そこは考えていてくださるのかなというふうに思いますけれども、農家の所得向上に資するものだと思いますので、調査もし

っかり行って、どういうものが浦臼町に合うのかというところのしっかりした施策を期待するところであります。

あと最後に、農協との連携、これがちょっと足りないかなというふうに思っていまして、役場の職員ともよく話すんですけれども、農協というのは農業協同組合でありまして、協同組合なんですから、私たち人間は、一人一人の力は弱いけれども、集まって力を出し合って一大勢力となるというような、そういう意味がある思うんですよね。

でも実際の今の農協がそういうふうにはなっていないから、農協不要論と かが出てくると思うんですけれども、でも、やはりそこは町と農協が連携を して、この局面に立ち向かわなければいけないという、そこの重要性を、町 長、認識しておられるかなというところですね。

販売戦略にしても、やはりいつも言ってますけれども、連携が必要かなというふうに思いますので、ぜひそこは、いろいろ意見の食い違いなどもあるかというふうに存じておりますけれども、お互いに重要性を認識し合って連携していくということですね。それが必要ではないかと思いますが、その点について、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議 長

町長。

〇町長(斉藤純雄君)

言われたとおり、町と農協が同じ方向で協力するというのは、これは当たり前の話なんですけれども、私は常々思うのは、例えば浦臼町のJA会員さん、みんなの総意が何かの方向であるよと。例えばクリーン米に全部しようやというようなことになれば、当然トップに立って農協とも協議をしたり、その実現に向けて動くというのは全然やぶさかではない。ただ、そういったところがなかなか見えてこないというか、浦臼町の会員さんも一個になっていないのかなというところがありますので、ぜひ農家それぞれが、いろんな場所で議論をする機会はあると思うので、そういったところに将来の農業、今の農業をどうするかというようなお話をされて、それで行政にも出てほしいということであれば、全然私は出ることについては反対を持つものではありません。

以上でございます。

〇議 長

2点目についての再質問ありますか。 折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

ちょっとだけ今のにあれなんですけれども、なかなか一つにならないのは世の常でありまして、でもだんだんその組織も大きくなってきている途中かなと私は考えております。それを育てていくというやり方も、町にはあるのではないかなと、ちらっと思ったりもします。

続いての再質問でありますが、答弁の中でお聞きしたいところがありまし

た。

教職員住宅については、校長と教頭住宅の4戸ということなので、小学校と中学校の。これは建てかえるとなっているんですけれども、その他2棟4戸は維持管理していく予定というふうなお答えということは、建てかえはしないということかなという、ここを確かめたいということですね。

それから、午前中に話がありました土地開発公社による宅地の造成、分譲 事業を今やるというお話を伺ったところなんですけれども、これは町の要望 によって開発公社が動いているということを確認したところなんですが、な ぜこの分譲をやるのかというところをお聞きしたいですね。何のためにやる のか。

移住・定住の促進に取り組んでいるというお答えなんですけれども、具体的に移住・定住促進の政策はないままに、住宅を建てようとしているように私には見えるんです。だれのために建てるのかというところで、ちょっと想像してみたんですけれども、例えばですよ、ジビエを今やりますよね。そのジビエで雇用をつくるんですか。それでその雇用者に入ってもらう。その人たちが家を建ててくれるんでしょうか。それとも、田舎暮らしを求めて都会から来られる、移住・定住で来られる方のために分譲するんですか。そういう方は、もっと田舎の本当に農家住宅とか古民家にあこがれると、私は思うんですけれども。

そうではなくて、近隣市町村から来てくれる、浦臼町に移住してくれる、 それを求めて分譲するのか。もっと便利なところに行くのではないかという おそれもあります。一体だれのために分譲をしているのかなと。結局家を建 てる能力のある役場職員が、そこに家を建てるのかなと、ちょっと皮肉にも 思えてくるわけでありまして。

何が言いたいのかといいますと、今、農業後継者が浦臼町にとどまってほしいから、民間住宅、賃貸住宅建設補助事業をやるんですよね。その今実行する段階に、1件しかないということで、今可否を決定するという段階だそうですけれども、今、実行する段階に入っているわけですが、その入る前に、じゃ、どれくらいの人がこの住宅を必要としているのかという、そういう調査をちゃんとやっているのかなと思うんですね。

ここに入りたいという、雇用の場もたくさんあるわけですから、いっぱいいたとして、民間で何戸しかつくれなかったら、これでは足りないとなったら、そこに町営住宅を建てるとか、政策的なですね、そういう考え方もあるでしょうし、建ててみて住んでもらわないとわからないというような状況で、いろんな住宅を、分譲住宅、分譲地を要請したり、ひばり団地の建てかえをやったり、民間の賃貸住宅をやったりと、そういうことを思いつきでやられても困るわけですね。需要と供給のバランスをとるための地域の住宅計画が必要ではないかというふうに、私はずっと言っているんですけれども、それはないということなんですが。

すみません、下川町の例を出させてもらいたいんですが、18日の道新に

自治変容という記事が載っておりまして、政策決定の今という副題がついております。これは、今、安倍政権はお友達が大好きですから、安倍政権に取り入る自治体には手厚く何かやってくれるみたいなんですよね。だから、時代の波に乗って、国とのつながりを求めるのが上手な、情報を仕入れるのが上手な自治体は、どんどん取り入れられ、モデル事業とかそういうのに取り入れられるわけですよね。そういうのがいいのか。二極化時代というふうに副題もついているんですけれども、そういう自治体がいいのか。

この話は、また後でしようかと思ったのですけれども、もっと地道な活動をしていくことが必要なのかという話が載っているんですね。それはまた、ごめんなさい、後でやろうと思うんですが。

その中で、下川町はもちろんどんどんやっていく自治体ですよね。バイオマスの先進的な取り組みをやっていて、それはもうオーストラリアとかドイツとかにもどんどん研修に行っているんですね。自費で行っている職員もいるというふうに、どこかで見たことがあるんですけれども。そこできちんと下川町では地域の再生計画というのを立てていて、今、農業道場というのを開くんですけれども、これも地方創生の補助金を使ってやります。これは後継者のいない高齢の農業者と農業研修生が集住する共同化住宅を建てるそうです。

ただ住宅を建てると言ったって、補助金がおりないので、後継者と高齢の 農業者とがマッチングするような、その住宅をつくるということで補助金の 申請をして通ったそうです。それには、きちんと、もう新聞にも載っていま したけれども、1年目で2組の新規就農者がいますし、2年目でまた2組と かいうふうに、5年間で10戸の住宅を建てるという計画が出ていますよね。

やはりそういう計画が、私は必要ではないかと思うわけですね。計画を立てながら、それを次々に実行していく。もちろんマスター計画ですか、マスタープランにのっとった計画でやっていかないと、思いつきでいろいろな施策をやられても、建てたはいいが入ってくれる人がいないと。そういうことにならなければいいがと思う次第でありますが、そのことについて、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

〇議 長

町長。

〇町長(斉藤純雄君)

いまいち何を聞かれているのかちょっとわからないんですけれども、宅地の開発ですけれども、これは思いつきでやっているわけでも何でもありません。近年農家の後継者が、ご結婚される組が何組もいる。そして、そのうちの4組、5組が、町に住みたかったけれども適当な物件がなく、今も町外から通ってきているというようなお話がありました。そういったことを含めて、民間のアパートがあれば、いろんなニーズの方が入れるだろうと。

それから、宅地造成をすれば、役場職員と言われましたけれども、いろんな方がマイハウスを持ちたいという方はおられると思うので、そういうサー

ビスの提供をするために、今回の土地開発公社のやつは出しているつもりでありまして、いろんな調査をしながら、ニーズがあるからやるという、そういうものもたくさんありますけれども、今回の事業のついては、そういったことを期待しながらやる事業であるということなので、決してむだとかそういうことにはならないのかなというふうに思っております。

それから、いろんな町でいろんな取り組みをしております。うちの町では、 今、地方創生の交付金を使ってジビエとワインの郷の計画をつくりました。 できるだけそれが現実になるように、そして、雇用もふえるような、そんな 取り組みにはしたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

話がわかりにくいと言われましたので、確かにいろんな話を詰め込み過ぎ たので、わかりやすく言いたいことをまとめたいと、頭の中でまとめたいな というふうに思っているんですが。

今、必要としているのは何かということで、農家の後継者の方が入る住宅をということで賃貸のアパートですよね。それはいずれは農家の親が年をとったら帰るから、一時的なものであるからアパートでいいんじゃないですか。だから、それは必要だというふうに私は認めますよ。

あと今必要とされているのは、この間静川議員が指摘されたと思うんですけれども、教職員が地方から、ほかの町から来られたときに、入る住宅がなかった問題がありましたよね。だから、維持管理していくといったって、ほったらかしにするということでしょう。そこをちゃんと整備しないって、さっき確かめたけれどもお答えがなかったのですけれども、それは今求められていることと違うんじゃないかなという思いですね。

それから、最後に重要なのは、空き家の整備ですよね。中古住宅、これを整備するということが、私はそんな分譲地をつくるよりも絶対いいのになというふうに、アンケートをしてみて思ったんですね。安い物件があれば入りたいよって、ちょっと傷んでいても大丈夫っていう、犬や猫を飼いたいからという人、いたじゃないですか、アンケートで。本当に古民家をいろいろ自分で勝手に改装してやりたいんだという人も多いんですよ。

農家住宅っていうのは、市街化調整区域には普通の住宅は建てられませんから、農業者だったら住宅を建てることができるし、既にある物件は建て直すことはできるんですよね。だから、そういうものを利用して、農家住宅をおしゃれに改築してというのが農水省の支援制度なんですけれども、これ西神楽町でモデル地区でやるそうです。農山漁村振興交付金というのを使って。余りまた長く言うと、わからないと言われるかと思うんですけれども。中古住宅の整備というのは、ぜひやってほしいなと思うんですけれども、そこは

手をつけられないのでしょうかね。お聞きしたいと思います。

最後に、先ほど言った二極化時代の下川町と、もう一つ載っていたのが西 興部村でした。西興部村は、特別何かをやったというわけじゃないというん ですよね。だけれども、若者の減少率が道内で最も低かった自治体なんだそ うです。何をしたかというと、早くに特別養護老人ホームを建て雇用をつく った。第三セクターのギター工場に志ある若者が集まった。これだけのこと なんです。だけれども、前村長の高畑氏は、こういうふうに言っております。 「役場に入って40年以上、たった1世帯の出入りにも気を張ってきた」こ のコメントが、私の心の中に刺さったんですね。そのことについて、町長、 どのような感想を持たれるかお聞きしたいと思います。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

居住住宅等々言われましたけれども、町としては、最低限の管理はします。 ただ、教職員については、その年々で浦臼町に住んでくれる方、それから砂川市とか近隣から通う方、非常にばらつきがあって、常にあいている状態というのもありました。

そういうことから、今回は校長、教頭の必ず住んでくれる4人については、 民間のアパートを建てて、そちらでずっと入ってもらうと、そんな思いであ ります。

また、今、西興部村の老人ホームができて雇用がふえたということであります。今、本町にもゆうあいの郷があります。多くの若い職員が、かなりの割合で通ってきているということもあります。これはやっぱりうちの町に適当な住宅環境がないということだろうという思いがありますので、先ほどの民間アパートなり、それから宅地造成についても、いろんな意味があって、今、町でねらっているのは、すべていろんなニーズの方に対して提供したいという思いなので、そこはご理解をしていただければというふうに思っております。

空き家を改築してということよりは、入りたい人が来たときには、うちの町には、今既に取得の助成、それからリフォーム助成等々ありますので、その中でも十分やる気のある方が来られればやっていけるのかなという思いがありますので、町としてお金をかけて改装してだれかを呼ぶということは、今の時点では考えておりません。

以上でございます。

〇議 長

以上で、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は2時35分とします。

休憩 午後 2時27分 再開 午後 2時35分

〇議 長

会議を再開します。

暑いようですので、暑い方は上着を脱いで結構です。

◎日程第6 報告第1号

○議 長

日程第6、報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

〇総務課主幹 (明日見将幸君)

報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について。

平成28年度浦臼町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。 平成29年6月20日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

提案理由につきましては、地方自治法施行令の規定により 5 月 3 1 日までに繰越計算書を調製いたしましたので、今回その内容を報告させていただくものでございます。

次のページをお開き願います。

ここにございます各事業につきましては、平成28年度浦臼町一般会計補 正予算におきまして、繰越明許費の補正の議決をいただきました事業でござ います。

2 款総務費、事業名、通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る 交付金事業といたしまして、金額は48万7,000円、翌年度繰越額は1 6万2,000円でございます。財源につきましては、国庫支出金が14万 円、一般財源が2万2,000円でございます。

次に、5款農林水産業費、事業名、農地整備事業浦臼鶴沼地区事業負担金事業といたしまして、金額841万1,000円、翌年度繰越額は810万9,000円でございます。財源内訳につきましては、道支出金が627万9,000円、一般財源が183万円でございます。

次に、5款農林水産業費、事業名農地整備事業晩生内地区事業負担金事業といたしまして、金額888万1,000円、翌年度繰越額が710万円でございます。財源内訳につきましては、道支出金549万5,000円、一般財源が160万5,000円でございます。

次に、7款土木費、事業名社会資本整備総合交付金事業といたしまして、金額3,304万9,000円、翌年度繰越額1,210万7,000円でございます。財源内訳につきましては、国庫支出金が570万円、一般財源が640万7,000円でございます。

以上が、報告第1号の内容でございます。

〇議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告については、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第2号

〇議 長

日程第7、報告第2号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告についてを 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹 (明日見将幸君)

報告第2号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について。

地方自治法第234条の3第2項の規定により浦臼町土地開発公社の経営 状況を別冊のとおり報告する。

平成29年6月20日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

提案理由につきましては、地方自治法の規定により、浦臼町土地開発公社の平成28年度事業報告及び決算報告、並びに平成29年度事業計画及び事業予算に関する書類を作成し、今回その内容を報告させていただくものでございます。

まず初めに、平成28年度の事業及び決算状況のご説明を申し上げます。 別冊の平成28年度事業報告書及び決算報告書の1枚目をお開き願います。 初めに、事業と決算の状況をご説明申し上げます。

当年度の事業といたしまして、ふれあいロード98、さくら団地、田宮団 地分譲地の造成を行い、平成26年度までに完売したところでございます。

移住・定住事業や住宅取得応援事業などの施策と連携するため、旧田宮団 地分譲事業、浦5分譲事業の二つの分譲計画を立ち上げ、平成29年度から の販売を目指し、用地の取得を行ったところでございます。

次に、理事会の開催状況でございます。

当年度につきましては2回開催してございます。内容は記載のとおりでございます。

続きまして、決算状況を報告いたしますので、次のページ、浦臼町土地開発公社決算報告書の(1)、決算運用書をごらんください。

まず、収入につきまして、前年度繰越金が1,265万1,583円、受

取利息が1, 177円となりまして、合計で1, 265万2, 760円となってございます。

次のページをお開きください。

支出につきまして、一般管理費といたしまして、人件費及び経費を合わせまして 14万220円、繰越金が1, 251万2, 540円となってございます。

なお、詳細につきましては、次のページ以降の損益計算書並びに賃借対照表、財産目録、キャッシュフロー計算書等をごらんいただきたいと存じます。 続きまして、平成29年度の事業計画及び収入予算書についてご説明を申 し上げます。

ページをめくっていただきまして、平成29年度事業計画書及び収入支出 予算書の1枚目をお開き願います。

まず、平成29年度の事業計画につきまして、(1)未成土地売却事業計画でございますが、事業名、未成土地売却事業、金額336万5,000円でございます。民間賃貸住宅誘致事業に係る用地を町へ売却するものでございます。

(2)旧田宮団地分譲事業計画でございますが、事業名、測量等事業、金額100万円でございます。資金区分については、公社の資金でございます。 内容につきましては、用地確定作業によりまして、道路部分1筆、緑地部分 1筆、分譲地部分6筆を確定したものでございます。

続きまして、事業名、分譲事業でございます。金額422万8,000円でございます。先ほどの測量等事業での土地を分譲区画6区画として、平成29年度からは2区画を分譲開始し、平成30年以降分譲を4区画とするものでございます。

次のページをお開き願います。

平成29年度浦臼町土地開発公社収入及び支出予算でございます。

本年度予算額につきましては2,011万円を計上してございます。

詳細につきましては、次のページをごらんいただきたいと存じますが、収入につきましては、前年度繰越金が1, 251万2, 000円、事業収入が、公有地及び完成土地売却収入を合わせまして759万3, 000円、受取利息を5, 000円計上しております。

次のページをお開き願います。

支出につきましては、事業費といたしまして1,828万2,000円、一般管理費といたしまして、人件費及び経費を合わせて40万2,000円、予備費5万円、繰越金137万6,000円でございます。

以上、概要をご説明申し上げまして、浦臼町土地開発公社の経営状況のご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第2号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告については、報告済みといたします。

◎日程第8 議案第21号

○議 長

日程第8、議案第21号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算(第3号) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

〇総務課主幹 (明日見将幸君)

議案第21号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算(第3号)。

平成29年度浦臼町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,456万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,693万5,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月20日提出。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

初めに、歳出よりご説明申し上げます。8ページ目をお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額6万1,000円の追加でございます。8節報償費につきまして、町政功労者表彰用でございます。平成29年度の町政功労者表彰者は2名、特別表彰者は1名で、合計3名となってございます。4目財産管理費、補正額250万円の追加でございます。15節工事請負費につきまして、晩生内ワークセンター前の道路ですが、不具合が生じているため、舗装工事を行うものでございます。

3款民生費1項1目老人福祉総務費、補正額3万1,000円の減額でございます。1節報酬につきましては、認知症初期集中支援チームのサポートをいただきます先生に、年間報酬22万4,000円、会議・訪問報酬に70万円を支払うため、予算の組み替えを行うものでございます。8節報償費につきましては、1節の報酬でサポートいただきます先生に年間報酬を支払うため60万円を減額するものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、認知症初期集中支援チームで福祉職に従事する社会福祉協議会への79万9,000円の追加でございます。

次に、4款衛生費2項3目最終処分場管理費、補正額40万円の追加でございます。11節需用費につきまして、一般廃棄物最終処分場不良ポンプの

修繕でございます。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額31万7,000円の追加でございます。11節需用費につきまして、消費者被害防止啓発物品としてパンフレット、タオルを町内会全戸に配布するものでございます。2目観光費、補正額83万8,000円の追加でございます。8節報償費につきまして、町のPR事業として、精米300グラム入りの袋詰めを4,000枚購入するものでございます。11節需用費につきましては、自然休養村センターの濾過循環装置部品の取りかえでございます。

7款土木費1項2目道路維持費、補正額1,630万円の追加でございます。13節委託料につきまして、公衆道路(旧田宮団地)の路線測量、道路設計でございます。15節工事請負費につきまして、公衆道路(旧田宮団地)改良舗装工事でございます。

8款消防費1項2目水防費、補正額391万円の追加でございます。委託料につきまして、水防法の改正により現行のハザードマップを改正し、町内会全戸に配布するものでございます。また、同じく委託料につきましては、防災倉庫に保管します発電機等の盗難を防ぐため、警備会社との業務委託をするものでございます。

歳出合計2,456万5,000円の追加でございます。

以上が、歳出についての説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。6ページ目をお開きください。

13款国庫支出金2項4目教育費国庫補助金、補正額12万6,000円の追加でございます。理科教育施設整備費等の補助金によるものでございます。補助率は2分の1でございます。6目総務費国庫補助金、補正額699万8,000円の追加でございます。地方創生推進交付金事業によるものでございます。補助率は2分の1でございます。

14款道支出金2項1目総務費道補助金、補正額223万2,000円の 追加でございます。地域づくり総合交付金事業で、補助率は2分の1でございます。3目農林水産業費道補助金、補正額10万円の追加でございます。 交付額確定によるものでございます。80目商工費道補助金、補正額31万 5,000円の追加でございます。消費者行政推進事業補助金でございます。

15款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額10万3,000円の追加でございます。町有林及び道有林にかかわる立木の売払収入でございます。

20款繰入金1項1目基本財産繰入金、補正額1,469万1,000円 の追加でございます。財政調整基金といたしまして、財政調整基金から繰り 入れするものでございます。

歳入合計、歳出と同じ2,456万5,000円の追加となってございま

以上、議案第21号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算の内容でございます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

中川議員。

○2番(中川清美君)

11ページの商工振興費についてお伺いをいたしますが、報償費において、 米袋300グラム入り4,000枚をつくるということでありますが、この 使用方法等を教えていただきたいと思います。

○議 長

石原課長。

〇産業振興課長(石原正伸君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

袋につきましては、今年度委託いたしますグランドデザインの委託費の中で、広報プロモーションという項目の中で計上してございまして、袋はそちらの方で作成いたします。約2万8,000枚をつくる予定といたしまして、そのうち4,000枚につきましては、本年度各種町内で行いますイベント等に2合分、300グラム分のお米をオリジナルの袋に詰めたものを贈答品として、来町者の方々、主に町外の方々に米どころ浦臼町というものをPRするために使う費用として、4,000枚分の費用を計上してございます。以上でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

今ほど説明のあった11ページなんですが、袋はそちらの方でつくるとして、この50万円というのは、その内容、お米の代金というふうに単純に理解してよろしいのか。

それから、もう一つ、土地開発公社とのかかわりで、田宮団地の改良舗装工事が出ています。載せられていますが、説明をいただいた緑地帯については町への移管ということでお聞きしたところですが、これの再植、ないし芝とするのか立木を植え込むのか、そのことも含めて、その費用はどこに見ればよろしいですか、予算上。

〇議 長

石原課長。

〇産業振興課長(石原正伸君)

1点目のご質問にお答えします。1袋125円ということで、うらうすA コープの方からお見積もりをいただいています。4,000袋分の米代金と して計上するものでございます。 以上です。

〇議 長

河本課長。

〇総務課長 (河本浩昭君)

ただいまの公衆用道路の部分について、お答えをいたしたいと思います。 今回の予算につきましては、午前中、全員協議会でお話ししました全体の計画のうちのL1の道路に、工事については、設計業務については全体ということになりますけれども、道路の改良舗装工事につきましては、このL1の道路改良舗装工事の分だけ計上しておりまして、緑地帯だとか、そこら辺については今年度については整備の予定はしておりません。

以上です。

〇議 長

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

そうすると、さかのぼる話になりますが、ここはまだ今年度の中では予算化もしていないし、町への移管ということになるけれども手はつけないということで理解をしますが、今後、開発公社とのかかわりの話の中で、大きな立木ということになると、隣接地の入居者とのかかわり等々の問題も、つくる時点ではほこり等の対策も含めてということであったけれども、十分に協議の上での緑地帯というふうに私は今のところ理解しますが、今後の中での検討は十分に理解がされるように形づくっていただきたいと思います。

〇議 長

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

今おっしゃられましたとおり、十分検討、協議させていただきたいと思います。

〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

柴田議員。

○3番(柴田典男君)

9ページ、老人福祉総務費の中で、報酬の中で、認知症初期集中支援チーム等々の中で、結構高額な金額が予算組み替えによる変更がされておりますけれども、簡単にその内容が変わったのか、それとも人選が変わったのか、そこら辺、具体的にどのように予算を変えるための変更があったのか。

○議 長

齊藤課長。

〇長寿福祉課長 (齊藤淑恵君)

柴田議員のご質問にお答えいたします。

2月21日に行われました全員協議会のときの説明以降、初期集中支援チームに関する事業の打ち合わせ等々をサポート医の先生といたしました。サ

ポート医の先生は札幌の先生ということで、皆さんご存じのとおりお変わり ありません。

協議していく中で、まず、年間通しての先生のご相談というか、そういうものをいただくということで、浦臼町の学校医の先生ですとか、学校歯科医の先生にお支払いしている年間の報酬料というものがあるんですけれども、それに合わせる形で、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の第2条によって、別表2というのがあるんですけれども、そこに値段が載っています。その値段に合わせたものが、まずサポート医の先生の年間の報酬となっています。

それで、会議が年間10回ぐらいだろうというふうに考え直しました。当初は、120万で組んでいたときは月2回だろうというふうに、会議の回数が月2回で先生の1回当たり5万円で12回というふうに計算していたので、ざっくりそのような計算になっていたのですが、見直しにより、会議を10回で、1時間当たり1万5、000円掛ける4時間プラス会議の交通費等々1万円ということで、それが10回あるということで70万、合計92万4、000円というふうに数字が変わっています。

年間の相談料ということで、当初60万円設けていた報償費ですけれども、 それはなくしています。

次に、旅費ですとか負担金に関しましてなんですが、以前全員協議会のときにもお話ししていたと思うんですが、初期集中支援チームの中に、保健職と福祉職を入れなくてはならないという規定がございまして、福祉職は3年間の実務経験を有する者というふうに明記されていることから、社会福祉協議会の方にお願いをするという結論に至りました。それで、社会福祉協議会の福祉職の方に負担金として79万9,000円支払うということで、負担金の計上をしてございます。

また、4万円につきましては、チーム員になるに当たって、その福祉職の 方に研修を受けてもらわなくてはならないというような定義がございますの で、その受講料としての4万円も含んでございます。

このような説明で、おわかりいただけるとありがたいのですが。

〇議 長

よろしいですか。

ほかに、質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第21号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算(第3号)

を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第21号 平成29年度浦臼町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第22号

〇議 長

日程第9、議案第22号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田主幹。

○くらし応援課主幹(中田帯刀君)

議案第22号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

平成29年度浦臼町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ760万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,373万2,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月20日提出。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

歳出より説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費760万8,000円の増額でございます。国保標準システムのデータ移行・連携構築作業委託料の増でございます。これは来年度からの都道府県単位の広域化に係るシステム改修費でございます。

歳出合計760万8,000円の増額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。6ページをお開きください。 歳入につきましては、歳出で説明した国保標準システムの改修に係る国庫 補助金の追加と、それに伴う財源更正になってございます。

4款3項3目雑入55万6,000円の減額でございます。

5 款繰入金1項1目一般会計繰入金1万8,000円の増額でございます。 7款1項1目国庫補助金814万6,000円の増額でございます。

歳入合計、歳出と同じ760万8、000円の増額となってございます。

以上が、議案第22号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明でございます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。 以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第22号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第22号 平成29年度浦臼町国民健康保険特別会計補 正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第23号

〇議 長

日程第10、議案第23号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変 更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹 (明日見将幸君)

議案書の7ページ目をお開きください。

議案第23号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更したいので、過疎地域自 立促進特別措置法の第6条第7項の規定に基づき議会の議決を求める。

平成29年6月20日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

提案理由につきましては、浦臼町過疎地域自立促進市町村計画に新たな事業を追加するものでございます。

8ページ目をお開きください。

別紙様式1、過疎地域自立促進市町村計画(変更)をごらんください。

初めに、1.産業の振興区分、変更後の事業名に(8)観光又はレクリエーションを追加し、事業内容、温泉保養センター循環濾過装置熱交換器更新事業を追加し、事業主体欄に町を追加してございます。

次に、3.生活環境の整備区分、変更後の事業名に(3)廃棄物処理施設のごみ処理を追加し、事業内容の欄に一般廃棄物最終処分場トラックスケール更新事業トラックスケール1式を追加し、事業主体欄に町を追加してございます。引き続き、変更後の事業内容の欄にクリーンプラザくるくる大規模改修工事改修工事負担金を追加し、事業主体欄に組合を追加してございます。

次に、6. 教育振興の区分でございます。事業名、(3)集会施設、体育施設等の集会施設の次に、体育施設を追加し、事業内容の欄に、B&G海洋センター改修事業を追加し、事業主体欄に町を追加してございます。

次のページをお開きください。

別紙様式5、過疎地域自立促進市町村計画参考資料(変更)をごらんください。

事業費の追加につきましてご説明いたします。

右側の変更後の下線部分の事業費の追加でございます。

1. 産業の振興区分、事業名(8)観光又はレクリエーション、事業内容温泉保養センター循環濾過装置熱交換器更新事業、事業主体、町を追加し、 平成29年度の事業費250万円の追加でございます。

次のページをお開きください。

生活環境の整備の区分、事業名(3)廃棄物処理施設の欄にごみ処理施設を追加し、事業内容、一般廃棄物最終処分場トラックスケール更新事業、トラックスケール1式、事業主体、町を追加し、平成29年度事業費410万円を追加してございます。続きまして、事業内容、クリーンプラザくるくる大規模改修工事、改修工事負担金、事業主体、組合を追加し、平成29年度の事業費86万2,000円を追加、平成30年度の事業費に783万7,000円を追加、平成31年度の事業費に778万1,000円を追加するものでございます。

- 12ページ目をお開きください。
- 6. 教育の振興の区分、事業名、(3)集会施設、体育施設等の欄に体育施設を追加し、事業内容、B&G海洋センター改修工事、事業主体、町を追加し、平成29年度の事業費に400万円を追加するものでございます。本年度実施予定の事業を、本計画に追加するものでございます。

以上が、議案第23号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての内容でございます。

どうぞご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

時間的な経過の中で、まず一番初めにトラックスケールの問題なんですけれども、昨年だったか、トラックスケールにかかわった部分で改修をしたんですが、これはトラックスケール本体というふうに理解してよろしいのかどうか。それが一つ。

それから、温泉の濾過装置、今回今の補正予算で組んだのは30万円か40万円だったかな。33万円。今ここに数字として出ているのは、まだ大きいですよね。ですから、これはこのままその改修を含めたものとして出てくるというふうに理解をしてよろしいのか。まだ直さなきゃいけないものが、この後出てくるのかどうなのか。

それから、もう一つ、クリーンプラザくるくるの大規模改修。これ、広域的なところとの絡みで、うちの町の持ち分というふうに、そう計算されているのだろうというふうに思うんですが、くるくるでの修繕が来るような施設であったんですね、結果として。どんな改修をするのでしょうか。 3 点。

〇議 長

明日見主幹。

〇総務課主幹 (明日見将幸君)

牧島議員の質問にお答えいたします。

まず、トラックスケールの関係だと思うんですけれども、これは当初予算の方に計上しておりますので、29年度の新年度予算に計上しているものでございます。

続きまして、クリーンプラザくるくるの大規模改修でございます。これにつきましては、砂川地区の保健衛生組合の一般廃棄処理施設でありますクリーンプラザくるくるの高速メタン発酵施設が、平成30年3月で15年経過をするようになりまして、故障によるリスクが高くなっていくため、計画的に施設の更新等の必要があるため、今回計画に載せたものでございます。

以上でございます。

〇議 長

濾過装置の関係は。

石原課長。

〇産業振興課長(石原正伸君)

温泉休養村センターの循環濾過装置、この過疎計に載っているものにつきましては、本年度新年度予算の計上しているものでございまして、大浴場の系統の熱交換器にかかわる分の改修工事になってございます。

先ほど補正させていただいた部分につきましては、ジャグジー系統の三方 弁といいまして、温度調節弁の故障による改修工事という内訳になってござ います。

以上です。

〇議 長

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

年度当初予算との絡みでということで、町の計画変更ということでは理解 をしました。

クリーンプラザくるくるの関係では、メタンガス発酵、その施設全体で発電する量は施設の半分を電気代として運用しているというお話は過去に説明を受けたところですが、今回のこの大規模改修は、組合のトータル予算としてはどのくらいのものになっているのでしょうか。

〇議 長

明日見主幹。

〇総務課主幹 (明日見将幸君)

組合の方から資料をいただきまして、平成29年度の過疎の対象予定額につきましては1,447万2,000円でございます。

平成30年度につきましては、過疎の対象予定額が1億3,150万円でございます。

平成31年度の過疎の対象予定額につきましては1億3,057万円でございます。

合計で2億7,654万2,000円が過疎の対象予定額となってございます。

以上でございます。

〇議 長

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

今お聞きしたのは、今回メタンガス発酵云々ということですので、発酵させることでの電力消費とのかかわりでの改修なんですが、予定される過疎予定の30年、31年の分については、それらも含めた、ほかの方もあるのでしょうかね。メタンガス発酵関連の施設なのでしょうか。

○議 長

明日見主幹。

〇総務課主幹 (明日見将幸君)

今の負担につきましては、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町のメタンガスの負担部分の説明でございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第23号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、議案第23号 浦臼町過疎地域自立促進市町村計画の一部変 更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 同意第3号

○議 長

日程第11、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて。

固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、地方税法第4 23条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同意を	水める	者の住所、	
	<i>t</i> → +++	ext II.	

氏名、伊藤 覺施。

選任理由は、任期満了によるものであります。

以上が、同意第3号の内容でございます。

十分ご審議して、同意賜りますようよろしくお願いいたします。 以上です。

〇議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

〇議 長

これをもって討論を終わります。

これより、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定されました。

◎日程第12 同意第4号

○議 長

日程第12、同意第4号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

中川清美議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退場を求めます。

(中川清美議員退場)

○議 長

提案理由の説明を求めます。

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

同意第4号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第

8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める者の住所	
氏名、中川清美。	

提案理由については、新たに任命をしたいとするものであります。

以上が、同意第4号の内容であります。

十分ご審議いただき、同意賜りますようよろしくお願いいたします。 以上でございます。

〇議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

今回の農業委員の改選といいますか、任期満了に伴う法改正に伴った選出 にかかわって、農業委員会の中でのその方法と仕様について議論をされ、議 会にも報告されたところであります。 今回こうした経緯の中で、農業委員会はこの募集期間を決定しておりますが、募集期間について、何回の会議をやって、何日から何日までの間を募集期間とされたのか、ご報告をいただきたいと思います。

〇議 長

大平局長。

〇農業委員会事務局長 (大平英祐君)

牧島議員の質問にお答えいたします。

農業委員候補者の状況についてでございますけれども、農業委員会委員定数条例に基づきまして、13名の募集人員といたしまして、推薦及び公募方法により、平成29年の4月1日から平成29年4月30日の間を受付期間といたしたところでございます。

4月30日現在で、推薦を受けた者の数8名、応募した者の数2名、合計 10名でありましたが、募集人員に達していませんでしたので、5月7日ま で延長し募集を行いました。

その結果、ピンネ農業協同組合及び土地改良区等からの団体推薦の2名の 応募がありましたが、いまだ定数に至っておりませんでしたので、再度募集 を5月15日から5月21日まで行いました。推薦1名の申し出がありまし て、合計13名の推薦候補となりました。

また、現職の農業委員が8名含まれております。

候補者につきましては、そのような状況となってございます。

○議 長

ほかに、質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第4号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、同意第4号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについては、同意することに決定されました。

(中川清美議員 着席)

◎日程第13 同意第5号

〇議 長

日程第13、同意第5号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

東藤晃義議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりま すので、退場を求めます。

(東藤晃義議員退場)

○議 長

提案理由の説明を求めます。 斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

同意第5号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

$\overline{}$	-	1	$\overline{}$	1	$\overline{}$	1	$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$	٦.	$\overline{}$	1	$\overline{}$	$\overline{}$			- 1			$\overline{}$		$\overline{}$	٦.	$\overline{}$		-
		ı	ı						ı							1 1					ш		1		- 1	
			ı																						- 1	

提案理由、前号と同じであります。

以上が、同意第5号の内容であります。

十分ご審議して、同意賜りますようよろしくお願いいたします。 以上です。

〇議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第5号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、同意第5号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについては、同意することに決定をされました。

(東藤晃義議員 着席)

◎日程第14 同意第6号

〇議 長

日程第14、同意第6号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

静川広巳議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりま すので、退場を求めます。

(静川広巳議員退場)

〇議 長

提案理由の説明を求めます。 斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

同意第6号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第

8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案理由は、前号と同じであります。

以上が、同意第6号の内容でございます。

十分ご審議して、同意賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第6号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、同意第6号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについては、同意することに決定されました。

(静川広巳議員 着席)

◎日程第15 同意第7号

○議 長

日程第15、同意第7号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

折坂美鈴議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりま すので、退場を求めます。

(折坂美鈴議員退場)

〇議 長

提案理由の説明を求めます。 斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

同意第7号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第

8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める者の住所、	
氏名、折坂義一。	

提案理由は、前号と同じであります。

以上が、同意第7号の内容でございます。

十分ご審議いただき、同意賜りますようよろしくお願いいたします。 以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第7号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(替成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、同意第7号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについては、同意することに決定されました。

(折坂美鈴議員 着席)

◎日程第16 同意第8号~日程第24 同意第16号(一括議題)

○議 長

日程第16から日程第24までの9件について、一括議題といたしたいと 思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第16、同意第8号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについてから、日程第24、同意第16号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについてまでの9件については、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

氏名、日下文雄。

同意第8号から同意第16号まで、農業委員会委員の同意について一括して提案を申し上げます。

同意第8号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて、農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

同意を求める者の住所、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
氏名、三次博之。
提案理由は、新たに任命したいとするものであります。
この後の提案理由は同じでありますので、省略したいと思います。
次のページをお願いいたします。
同意第9号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。
同意を求める者の住所、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
氏名、畑山証。
次のページをお願いいたします。
同意第10号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。
同意を求める者の住所、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

次のページをお願いいたします。
同意第11号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。
同意を求める者の住所、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
氏名、森川敏昭。
次のページをお願いいたします。
同意第12号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。
同意を求める者の住所、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
氏名、鎌田和久。
次のページをお願いいたします。
同意第13号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。
同意を求める者の住所、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
氏名、三宮憲一。
次のページをお願いいたします。
同意第14号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。
同意を求める者の住所、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
氏名、位田勝。
次のページをお願いいたします。
同意第15号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。
同意を求める者の住所、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
氏名、高田輝雄。
次のページをお願いいたします。
同意第16号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。
同意を求める者の住所、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
氏名、今田厚子。
以上が、同意第8号から同意第16号の内容でございます。
十分ご審議され、同意されますようよろしくお願いいたします。
以上です。
議。長
これより、質疑を行います。

0

なお、質疑は一括して行い、討論及び採決は1件ずつ行います。 質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

まず、日程第16 同意第8号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについて、討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、同意第8号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについては、同意することに決定されました。

次に、日程第17 同意第9号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについて、討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、同意第9号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについては、同意することに決定されました。

次に、日程第18 同意第10号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を 求めることについて、討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、同意第10号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求める ことについては、同意することに決定しました。

次に、日程第19 同意第11号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を 求めることについて、討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、同意第11号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求める ことについては、同意することに決定されました。

次に、日程第20 同意第12号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を 求めることについて、討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、同意第12号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求める ことについては、同意することに決定されました。

次に、日程第21 同意第13号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を 求めることについて、討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(替成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、同意第13号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求める ことについては、同意することに決定されました。

次に、日程第22 同意第14号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を 求めることについて、討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(替成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、同意第14号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求める ことについては、同意することに決定されました。

次に、日程第23 同意第15号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を 求めることについて、討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、同意第15号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求める ことについては、同意することに決定されました。

次に、日程第24 同意第16号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を 求めることについて、討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、同意第16号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについては、同意することに決定されました。

◎日程第25 所管事務調査について

〇議 長

日程第25、所管事務調査についてを議題といたします。

総務・農林建設常任委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務・農林建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の 調査に付することに決定しました。

◎日程第26 議員の派遣について

○議 長

日程第26 議員の派遣についてを議題といたします。

派遣内容については、お手元に配付のとおりですが、これが派遣したいと 思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。 したがって、平成29年第2回浦臼町議会定例会を閉会といたします。 大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時47分